
戸田市環境基本計画（案）
（地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画を含む）

目次

第1章 計画の基本的な考え方		
1 計画の基本的事項.....	2	
(1) 計画の目的	(2) 計画の位置づけ	(3) 市の環境政策
(4) 計画の期間	(5) 計画の対象	(6) 計画の推進主体
2 計画の推進と進行管理.....	5	
(1) 推進体制	(2) 進行管理	
第2章 計画の背景		
1 戸田市の環境.....	7	
(1) 市の概況		
2 環境問題の動向.....	8	
3 戸田市の環境課題.....	11	
(1) 前計画の達成状況と今後の課題		
(2) アンケートに見る市民・事業者の環境に対する考えや要望		
(3) 環境基本計画の改定に向けて		
第3章 計画の方向		
1 基本理念と目指す将来像.....	18	
(1) 基本理念	(2) 目指す将来像	
2 基本目標と取組の方向.....	19	
(1) 基本目標	(2) 計画の体系	(3) 基本方針と基本施策
第4章 重点プロジェクトの展開		
1 重点プロジェクトについて.....	32	
2 各プロジェクトについて.....	34	
●脱炭素・気候変動適応プロジェクト（地球温暖化対策実行計画、気候変動適応計画）		
●身近なエコ・資源循環推進プロジェクト		
●水循環・生物多様性保全プロジェクト		
●環境交流プロジェクト		
第5章 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）		
1 基本的事項.....	85	
2 温室効果ガス排出量等に関する削減目標.....	86	
3 目標達成に向けた取組と進行管理.....	87	

※最終的な計画書では、巻末に参考資料（策定経過、戸田市環境審議会、アンケート結果、環境データ、温室効果ガス推計方法、用語解説など）を掲載予定です。

第 1 章

計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本的事項
- 2 計画の推進と進行管理



1 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

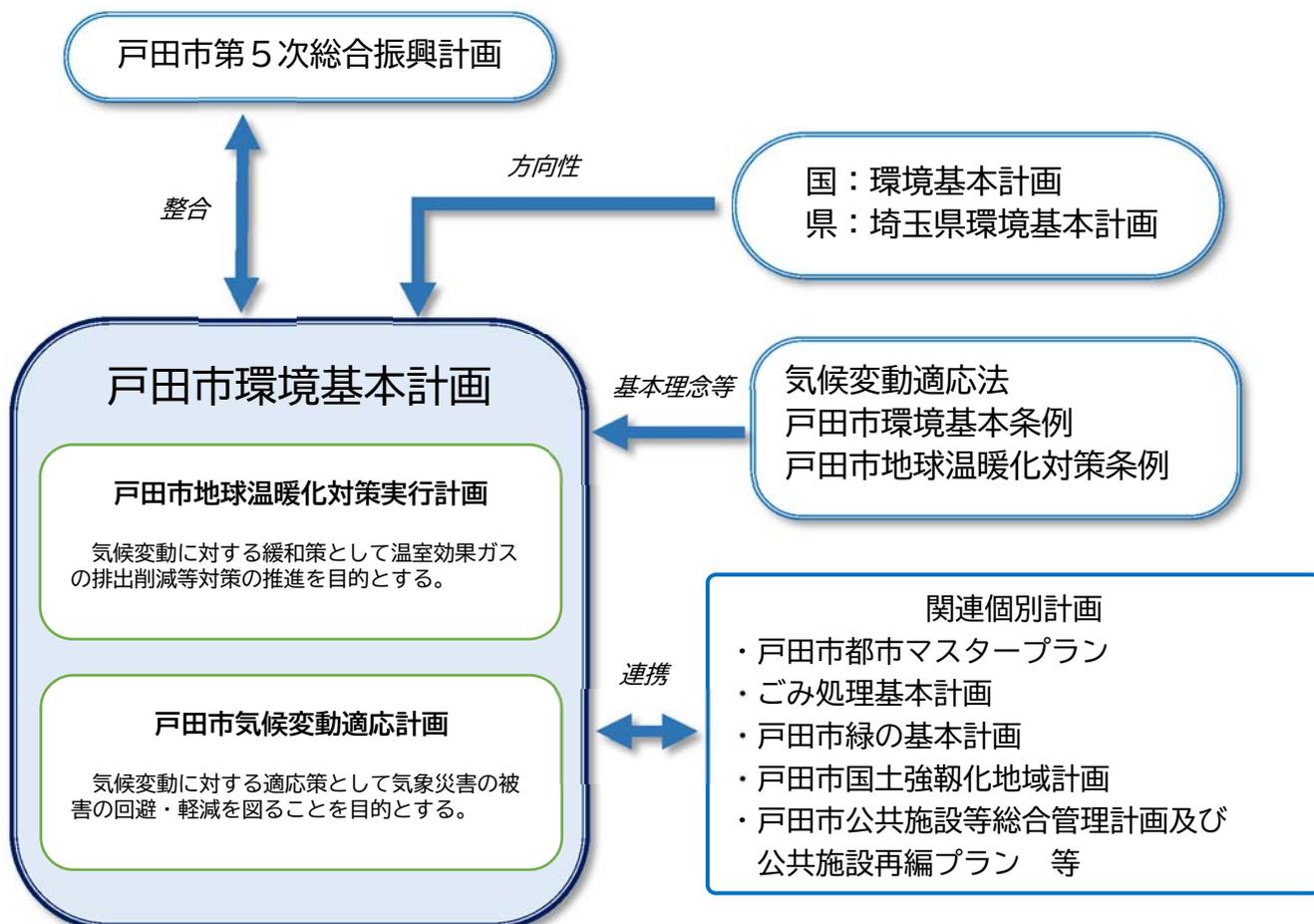
本計画は、市民や事業者との協働のもとで環境の保全や創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。また、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が定める地方公共団体地球温暖化対策実行計画、気候変動適応法が定める地域気候変動適応計画を包括することで、戸田市地球温暖化対策条例の理念の下、市域全体で進めていく地球温暖化対策の方向性を示し、戸田市における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することも目的とします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、戸田市環境基本条例、戸田市地球温暖化対策条例、気候変動適応法に基づき策定するものです。

また、本計画は、『『このまちでよかった』みんな輝く未来共創のまち とだ』の実現を目指して今後10年間のまちづくりの指針を定めた戸田市第5次総合振興計画と整合性のある環境分野の計画として位置づけます。さらに、市の関連する個別計画と連携を図ります。

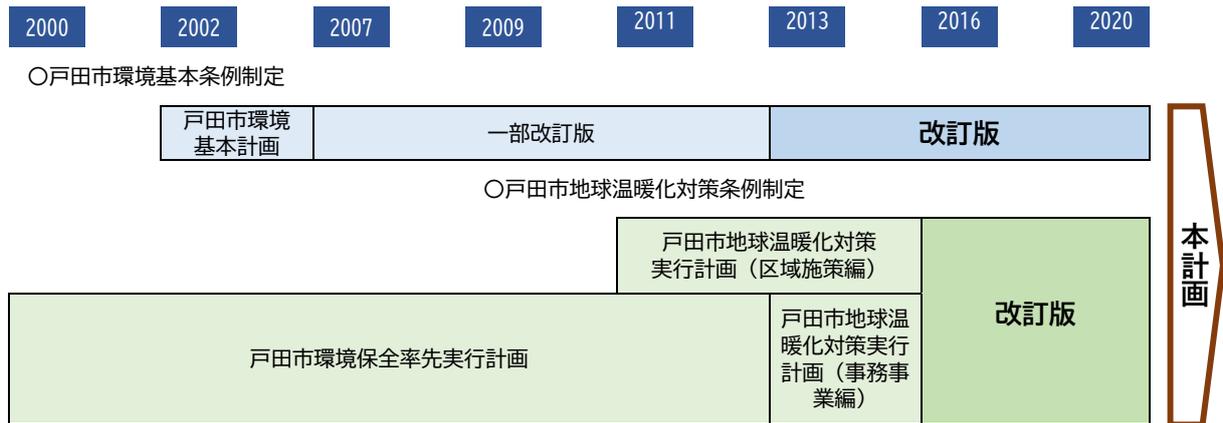
図 計画の位置づけ



(3) 市の環境政策

市は、2000（平成12）年3月に環境の保全や創造に関する基本理念などを示す戸田市環境基本条例を、2009（平成21）年12月には温室効果ガス排出削減に向けた戸田市地球温暖化対策条例を制定し、それらに基づく戸田市環境基本計画と戸田市地球温暖化対策実行計画により、環境に関する取組の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

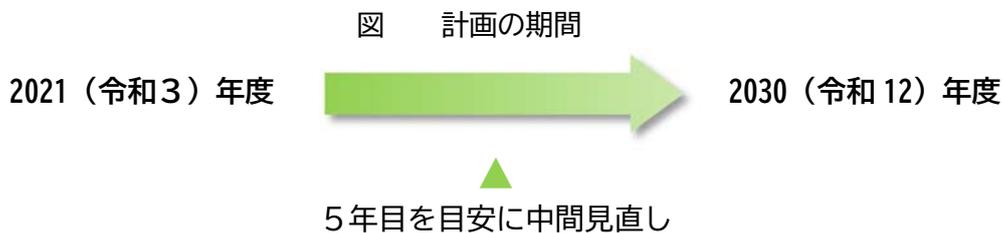
2013（平成25）年3月策定の改訂版戸田市環境基本計画、2016（平成28）年3月策定の戸田市地球温暖化対策実行計画（改訂版）が、本計画の前計画となります。



(4) 計画の期間

環境に関する計画は、長期的視野に立つことが重要であることから、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間を本計画の期間とします。これは戸田市第5次総合振興計画の計画期間と合致しています。

また、本市を取り巻く環境や社会情勢等の変化、各施策の進捗状況等に応じて、5年を目安に見直しを行うこととします。



(5) 計画の対象

本計画は、市域全域を対象とします。

対象範囲は、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の身近な生活環境から、それらを取り巻く河川、緑、生態系等の自然環境、廃棄物等の資源循環、さらには地球規模の環境問題である地球温暖化対策や気候変動、エネルギー対策等まで幅広く捉えます。

また、よりよい環境づくりを推進していくためには市民・事業者との協働が欠かせないことから、環境学習や情報発信等の仕組みづくりも対象とします。

さらに、戸田市を訪れる人や通過する人に、環境への負荷の低減に努め、市が実施する環境の保全や創出に関する施策に協力するよう求めています。

分野	内容
気候変動	地球温暖化、気候変動、エネルギー など
資源循環	ごみ、資源化、適正処理、食品ロス、廃プラスチック、環境美化 など
自然環境・生活環境	水、緑、生き物、大気、土壌、騒音、振動、悪臭、有害鳥獣、公共交通 など
環境学習	環境学習・教育、普及・啓発、協働・連携 など

(6) 計画の推進主体

様々な環境の課題を克服し、基本理念や環境像を実現していくためには、市民・事業者・市の各主体が、自主的に行動するとともに、互いに連携・協働していくことが不可欠です。

そのため、計画推進の主体は市民・事業者・市とします。



彩湖・道満グリーンパーク

2 計画の推進と進行管理

(1) 推進体制

① 環境審議会

戸田市環境審議会は、戸田市環境基本条例第25条の規定に基づき、知識経験者、市民、事業者などにより構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画に関する事項、環境の保全や創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項について調査審議を行います。

② 庁内組織

市は、計画の推進、施策の実施にあたり、戸田市地球温暖化対策推進委員会等の庁内組織を活用して、担当課との調整・連携と、計画の進行管理を図ります。

環境基本計画主管課は、市民、市民団体、事業者との情報共有や、庁内における関係各課との連絡調整を行うとともに、最新の環境情報を収集し適切な情報提供を行います。

③ 国・県等との連携

大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取組が求められる課題への対応について、国や県、他自治体等との連携により、広域的な視点から対策を図ります。

④ 市民・事業者の参加

計画推進に必要な不可欠な市民・事業者の参加を進めるため、環境を軸とした市民・団体など様々な人たちが集まる「とだ環境ネットワーク」や、市民・事業者等で構成され地域における地球温暖化対策を推進する組織である「戸田市地球温暖化対策地域協議会」を支援します。

(2) 進行管理

① PDCA サイクルの運用

本計画の進行管理は、「戸田市環境マネジメントシステム」などに基づき、計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Act)のサイクルにより、毎年度、施策の点検と施策・事業の進め方の改善を図り、5年を目安に計画の見直しを行うこととします。

② 指標による点検・評価

本計画は、主要な取組をまとめた各プロジェクト(第4章)を対象に、事業の状況や指標の進捗状況、目標値の達成状況などにより、計画の進捗を点検・評価します。なお、計画の進捗状況や社会情勢などを考慮して、指標や目標値の見直しの必要が生じた場合は、計画期間中であっても本計画の見直し等を検討します。

③ 環境報告書等による公表・評価

市は、毎年度、計画の進捗や市内環境の状況について、環境審議会に報告するとともに、「戸田市の環境」や市のホームページ等を通じて市民等に公表します。寄せられた市民の意見などは、施策の立案や推進に反映させていきます。

第2章

計画の背景

- 1 戸田市の環境
- 2 環境問題の動向
- 3 戸田市の環境課題



1 戸田市の環境

(1) 市の概況

戸田市は埼玉県の南部にあり、荒川を境に東京都と接し、街中の豊かな緑、ポートコース、親子で遊べる広い公園や憩いの場など、水と緑あふれる潤いのあるまちです。

江戸時代には中山道の要衝「戸田の渡し」が置かれて舟運などで栄え、現在は鉄道や道路の利便性に優れています。人口約14万人の住宅都市であるとともに、印刷関連産業や食品製造産業、物流加工産業が集積する産業都市でもあります。

面積、位置	面積 18.19km ² 。北部でさいたま市と蕨市、東部で川口市、荒川を境に、西部で朝霞市と和光市、南部で東京都と隣接する。
自然環境	荒川により形成された低地の平坦な地形。市の西側から南側を荒川が流下し、笹目川と菖蒲川が荒川に注ぐほか、緑川、上戸田川、さくら川などが流れる。
人口等	約14万人、約6万6千世帯が常住し、人口の流動性が高く、人口、世帯数とも増加傾向にある中で、高齢化率も増加傾向。2040（令和22）年に14.8万人、2060（令和42）年に14.9万人を維持することを目指す。
土地利用	全域が都市計画区域で、市街化区域 73.5%、市街化調整区域 26.5%。荒川沿いには、広大な河川敷、荒川第一調節池（彩湖）、旧流路を利用した彩湖・道満グリーンパークをはじめ、荒川親水公園、荒川運動公園、戸田公園、戸田漕艇場などがあり、市を特徴づける憩いの場となっている。
交通	JR 埼京線（戸田公園駅、戸田駅、北戸田駅）、国道17号、国道17号新大宮バイパス、首都高速道路、東京外かく環状道路など

地理的概況



2 環境問題の動向

近年の環境問題の動向について、「国際社会」「日本」「埼玉県」「戸田市」の視点からまとめました。

■環境問題の動向のまとめ

	持続可能な社会の実現に向けて	気候変動対策
国際社会では	<p>持続可能な開発目標が示される</p> <p>2015（平成27）年の国連サミットにおいて、環境保全と貧困撲滅に向けた「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。</p> <p>国際社会は、社会・経済に加え、環境に関する様々な課題を総合的なものとして認識し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2030（令和12）年までに達成すべき17の目標（ゴール）と169のターゲットを掲げています。</p>	<p>パリ協定が発効</p> <p>2015（平成27）年にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。</p> <p>世界共通の長期目標として、産業革命後の世界の平均気温の上昇を2℃以内（努力目標1.5℃）に抑えること、全ての国がその実現に向けた排出抑制目標を定めることなど、地球温暖化を緩和していくことが定められました。</p>
日本では	<p>第五次環境基本計画の策定</p> <p>第五次環境基本計画で、目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏」、「世界の範となる日本」を通じた持続可能な循環共生型の社会の実現を掲げ、その実現に向け</p> <p>①SDGsの活用、環境・経済・社会の統合的向上の具体化 ②地域資源の持続可能な形での最大活用 ③幅広い関係者と連携を基本に重点戦略を定め展開しています。</p>	<p>2050年までにカーボンニュートラルを宣言</p> <p>2020（令和2）年に、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。</p> <p>また、カーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略を盛り込み、積極的な温暖化対策が、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるとの認識を示しました。</p>
埼玉県では	<p>持続可能な埼玉の未来を描く</p> <p>持続的に発展することができる社会を目指した埼玉県第4次環境基本計画を策定し、低炭素・循環型・自然共生・環境保全型・協働の各社会づくりを長期的目標に定め、その実現に向けた取組を進めています。</p>	<p>脱炭素化が進み、気候変動に適応した持続可能な埼玉</p> <p>2020（令和2）年に「地球温暖化対策実行計画（第2期）」を策定し、国と同様に「2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比26%削減する」を目標とし取組を進めています。</p> <p>また、気候変動適応法に基づく情報収集・提供等の拠点として、2018（平成30）年に「地域気候変動適応センター」を埼玉県環境科学国際センター内に設置しています。</p>
戸田市では	<p>戸田市における動向</p> <p>2013（平成25）年に戸田市環境基本計画を改訂し、「望ましい環境像」の実現に向けて、環境の保全などに係る取組を総合的かつ計画的に進めています。</p> <p>この計画が2020（令和2）年度で終了するのに合わせて見直し、SDGsの活用や気候変動適応、マイクロプラスチックなどの新たな環境課題に適切な対応を図ります。</p>	<p>戸田市環境基本計画への統合</p> <p>2016（平成28）年に戸田市地球温暖化対策実行計画を改訂し、二酸化炭素排出抑制に向けた省エネ対策や太陽光発電システム等の設置補助など、市域の温暖化対策を進めてきました。</p> <p>この計画が環境基本計画と同時期に終了することから、実行計画を環境基本計画に統合し、さらに気候変動適応計画を含めることで、温暖化対策により強く取り組んでいきます。</p>

生物多様性の保全

生物多様性保全に向けた合意の形成

2010（平成22）年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で、生物多様性条約の3つ目の目的である「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）」に関する名古屋議定書と、2011（平成23）年以降の新たな世界目標である「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」が採択されました。

2020（令和2）年は、生物多様性の新世界目標（ポスト愛知目標）の議論が進められています。

生物多様性と自然共生社会のあり方

生物多様性条約の締結を受けて、2008（平成20）年に「生物多様性基本法」が制定され、法律に基づく初めての計画として「生物多様性国家戦略2010」が策定されました。その後、2010（平成22）年のCOP10の成果を踏まえ、2012（平成24）年に「愛知目標」達成のロードマップとして「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定され、この戦略に基づく取組が進められています。

自然共生社会の実現に向けて

2018（平成30）年に「埼玉県生物多様性保全戦略」を策定し、

- ①多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる
 - ②里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する
 - ③都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会づくり
- の3つの基本戦略を進めています。

市内の自然環境の保全と活用

2012（平成24）年に戸田市緑の基本計画を改訂し、荒川河川敷の自然環境の保全や再生、河川や道路、公園の緑の整備など、水と緑のネットワーク形成を進めてきました。

今回の環境基本計画では、これら関連計画と連携し、生物多様性や水循環を支えている市内の自然環境について保全と活用を進めます。

資源循環の推進

資源の減少と世界規模での資源制約

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害しています。また、温室効果ガスの排出、天然資源や水資源の枯渇、大規模な資源採取による自然破壊など、様々な環境問題とも関係しています。

最近では、プラスチックごみやマイクロプラスチックによる環境汚染問題への早急な対応、食べられる食料が無駄に廃棄される食品ロスへの対応が求められています。

地域循環型社会形成の推進

資源を有効に活用し、廃棄物を最小限に抑える社会を目指し、循環型社会形成推進法の制定と2018（平成30）年に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定しました。

家庭系食品ロス削減に向けた国民運動やマイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策、プラ製レジ袋有料化など、持続可能な社会づくりとの統合的な取組を進めています。

3Rの推進

循環型社会形成に向けた取組を総合的に進めていくため廃棄物処理基本計画を策定し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と廃棄物適正処理、環境産業育成を進めています。

3Rの推進と廃プラ・食品ロス問題に対応

2013（平成25）年にごみ処理基本計画を策定し、市域のごみの減量化、資源化を進めてきました。

今回の環境基本計画では、ごみ処理基本計画と連携し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と新たに対策が必要な廃プラスチックと食品ロスの問題について、情報発信を進めます。

持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs (エス・ディー・ジーズ) は、2015 (平成 27) 年9月の国連サミットで採択された 2030 (令和 12) 年までの「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals) です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、格差の問題や持続可能な消費・生産、気候変動対策など、全ての国に適用される普遍的な目標となっています。地球上の「誰一人取り残さない」ことを明確に掲げており、全てのステークホルダー(国、地方自治体、企業、NGO/NPO、教育・研究機関等) による取組が求められています。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標 1 [貧困] あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標 10 [不平等] 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標 2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標 11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標 3 [保健] あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標 12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標 4 [教育] 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標 13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標 5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標 14 [海洋資源] 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標 6 [水・衛生] 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標 15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標 7 [エネルギー] 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標 16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標 8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標 17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標 9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>		

3 戸田市の環境課題

(1) 前計画の達成状況と今後の課題

① 前計画の概要

前計画の「改訂版戸田市環境基本計画」（計画期間：2013（平成25）～2020（令和2）年度）では、戸田市が環境面で目指すべき姿の実現のため「水と緑に囲まれる快適さを感じるまちをつくる」、「環境負荷が少なく、安全・安心な暮らしのできるまちをつくる」、「低炭素型で地球温暖化防止に貢献するまちをつくる」、「環境を重視し、人々が互いに支えあうまちをつくる」の4つの基本目標を定め、様々な施策に取り組んできました。

② 前計画の達成度

前計画における個別目標ごとの取組の進捗状況と課題は、次のとおりとなります。（詳細については資料編参照）

基本目標1 「水と緑に囲まれる快適さを感じるまちをつくる」

- ・ 下水道整備、護岸整備等の治水に関連する事業は、進展しています。
- ・ 河川水質は、ほぼ横ばい又はわずかに改善傾向が見られます。
- ・ 保存樹木等は、減少しています。

基本目標2 「環境負荷が少なく、安全・安心な暮らしのできるまちをつくる」

- ・ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、減少しています。
- ・ 事業系ごみ排出量は、増加しています。
- ・ 大気・水質・騒音等で環境基準に達していない項目があります。

基本目標3 「低炭素型で地球温暖化に貢献するまちをつくる」

- ・ 市内の温室効果ガス排出量推計値は、削減目標を達成しています。
- ・ 交通環境の整備に関連する歩道設置延長や鉄道・バス等公共交通機関の利用数は、増加しています。
- ・ 市管理施設からの温室効果ガス排出量は、増加しています。

基本目標4 「環境を重視し、人々が互いに支えあうまちをつくる」

- ・ エコライフ DAY 参加者数は、増加しています。
- ・ 環境フェア参加団体数や環境出前講座の講座数は、減少しています。
- ・ 広報への環境関連の普及啓発記事の掲載回数は、減少しています。

(2) アンケートに見る市民・事業者の環境に対する考えや要望

① 市民の市内環境についての評価

市民へのアンケートで、市内の環境についての満足度と市内の環境を良くしていく上で重要と思うことについて尋ねた結果、満足、不満、重要と回答された項目の傾向を以下の表にまとめました。(アンケート結果の全体については資料編参照)

【満足度、重要度がともに高い項目】

項目	満足	不満	わからない	重要
庭・公園などの緑化や緑道の整備	61.5%	25.9%	7.5%	82.6%
まちの清潔さやきれいさ（ごみの散乱などがない）	57.2%	33.5%	4.5%	90.0%
まちの静けさ（騒音・振動）	48.9%	37.9%	7.6%	82.5%

⇒市の取組の成果が出ているものであり、市民の認識として重要度が高いことから、今後も継続して取り組む必要があります。

【満足度が低く、重要度が高い項目】

項目	満足	不満	わからない	重要
3Rへの取組（プラスチックごみ問題を含む）	25.2%	26.2%	42.7%	82.3%
自然災害からの安全性（エネルギー供給を含む）	22.5%	35.8%	34.0%	86.8%
気候変動に伴う熱中症や感染症対策への取組	21.9%	29.5%	42.9%	83.3%

⇒重要と認識されているが、満足している方の割合が低いことから、今後一層の取組への強化が必要となります。

【半数が不満と回答した項目】

項目	満足	不満	わからない	重要
歩行者空間の快適さ・自転車の利用しやすさ	35.4%	54.5%	4.9%	87.3%
川や水路のきれいさ	34.4%	50.0%	10.8%	77.7%

⇒満足している方も一定数いるが、不満と回答した方が半数以上いる項目であり、取組内容や周知方法について、工夫が必要となります。

② 市民と事業者が戸田市に求める取組

市民と事業者へのアンケートで、戸田市に求める取組として重要と思うこととして得た回答のうち、重要と回答した方が多い項目を以下の表にまとめました。(アンケート結果の全体については資料編参照)

【市民】

項目	市民による重要度
環境教育・環境学習の推進など、市民の環境意識の向上	40.9%
環境の状況や環境にやさしい取組（行動）の事例などの情報提供	40.2%
環境配慮に係る機器・設備の導入に対する支援策の実施	34.8%
地域のつながり、活動の支援	31.5%

【事業者】

項目	事業者による重要度
環境配慮・省エネ・温暖化対策に役立つ機器・設備の導入に対する支援策の実施	43.5%
環境に関する取組事例、技術などの情報提供	38.0%

⇒市民、事業者ともに、環境教育・環境学習の推進や環境関連の情報提供、環境配慮に係る機器・設備の導入に対する支援策の実施を求める回答が多く寄せられました。市の環境対策を進めていく上で、これらの取組の更なる推進が必要となります。

(3) 環境基本計画の改定に向けて

環境基本計画の改定に向けた基本的事項や取組の方向性を整理しました。

環境基本計画改定に向けての基本的事項や考慮すべき項目等

【社会情勢等を考慮した計画改定の方向】

- SDGsの達成に向けて、環境政策における取組の展開を示す。
- パリ協定の目標の達成に向けて、国・県の動向を踏まえた上で地球温暖化対策の取組を推進する。
- 気候変動の影響による気象災害等に対する適応策を推進する。
- 循環型社会の形成のため、3R、廃プラスチック・食品ロス問題への対策を推進する。
- 生物多様性の保全への更なる理解や取組の浸透を図る。

【前計画の進捗状況（課題等）から見える今後の取組の方向】

<計画全体>

- 社会情勢等や市民・事業者ニーズを捉えた取組の推進
- 関連計画との連携や役割分担
- 重点分野を絞った取組の推進

<前計画指標値の現況を踏まえた取組の方向>

- 市域の温室効果ガス削減等に向けた取組の更なる推進
- 市管理施設等の省エネ・再エネに関する取組の更なる推進
- 不法投棄、ポイ捨て等の対策の強化
- 家庭系ごみと事業系ごみの排出量削減に係る取組の更なる推進
- 緑被率や保存樹木等の自然環境保全に関する取組の展開
- 河川の水質や大気等の生活環境に対する監視の継続や対策
- 環境に関する情報の発信方法やイベント実施方法等の工夫や改善
- 環境活動の活性化や環境に関する市民や団体等との協働の推進

【市民・事業者アンケートから見える今後の重点項目等】

- 自然災害からの安全性や気候変動に伴う熱中症や感染症対策への取組
- 3Rへの取組（プラスチックごみ問題を含む）や食品ロス問題への対応
- 歩行者空間の快適さ・自転車の利用しやすさ
- 川や水路のきれいさ
- 環境の状況や環境にやさしい取組（行動）の事例、技術などの情報の提供
- 環境教育・環境学習の推進など、環境意識の向上
- 環境配慮・省エネ・温暖化対策に役立つ機器・設備の導入に対する支援策の実施

環境基本計画改定の方向

①社会情勢や国・県の取組を踏まえた新たな計画体系等の編成

環境問題をめぐる国内外の社会情勢の変化や地球温暖化の影響が深刻化していることを踏まえて、計画の体系を再編成し、近年重要度が増している環境問題への対応を図る。

また、環境基本計画に地球温暖化対策実行計画を統合し、気候変動適応計画についても包括することで効率的かつ効果的な計画の推進と進行管理を図る。

②関連計画との連携強化

上位計画である戸田市第5次総合振興計画を始め、都市マスタープラン、ごみ処理基本計画等、各種関連計画との連携強化を図る。

③市の特性や環境の現状と市民・事業者ニーズを踏まえた取組の推進

市の特性や環境の現状、市民・事業者ニーズ等を踏まえ、「気候変動分野」、「資源循環分野」、「自然環境・生活環境分野」、「環境学習分野」の4つの分野を柱とし、基本目標・基本施策を示す。

また、主要な施策・事業についてはプロジェクト化することで、効率的かつ効果的に取組を推進する。

④市民・事業者・市にとって実効性の高い計画に

計画の推進には、市による事業だけではなく、市民や事業者との協働が不可欠であることから、読みやすく簡潔な内容になるよう配慮する。

また、環境に関心を持ち、主体的に取り組むことができるように、計画の所々で、日常生活や事業活動における具体的な環境配慮のポイントを『行動の指針』として掲載するとともに、環境に関する最近の動向や注目されている話題を『T o p i c (トピック)』として取り上げる。

第3章

計画の方向

- 1 基本理念と目指す将来像
- 2 基本目標と取組の方向



1 基本理念と目指す将来像

(1) 基本理念

環境基本条例第3条に基づき、本計画の基本理念を次のとおりとします。

基本理念

- 環境の保全及び良好な環境の創出、その継承による良好な環境の享受
- 環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 国際的視野と協力に基づく、地域の取組による地球環境の保全の積極的推進
- 各主体の適正な役割分担に基づく取組の推進

(2) 目指す将来像

荒川のほとりに発展した住宅都市という本市の特性と、良好な環境を形成しながら将来世代へ引き継いでいくという考えに基づき、目指す将来像を次のとおりとします。

目指す将来像

人・緑・水が輝き みんなでつくる環境都市 とだ



戸田ボートコース

2 基本目標と取組の方向

(1) 基本目標

目指す将来像に向けて、環境政策の分野別に、基本目標を次のように設定します。

基本目標1【気候変動分野】

地球温暖化防止と気候変動への適応に取り組むまち

地球温暖化による気候変動が原因の一つと考えられている気象災害により、生活の安心・安全が脅かされています。

そのため、地球温暖化の防止（緩和策）と気候変動の影響やリスクへの適応（適応策）に取り組んでいくまちを目指します。

基本目標2【資源循環分野】

資源を大切に繰り返し使い、環境をきれいに保つまち

これまでの大量生産・大量消費型の経済社会活動が、世界各地での環境汚染や自然破壊、地球温暖化などの様々な環境問題につながっています。また、地域レベルでは、廃棄物の処理において環境への負荷が生じています。

そのため、資源を大切に無駄を減らし、循環的な利用を行うとともに、環境をきれいに保つまちを目指します。

基本目標3【自然環境・生活環境分野】

心豊かに快適に暮らせる、自然環境と調和したまち

自然の豊かさを表す生物多様性は、気候変動と並ぶ地球規模の環境問題の主要テーマです。本市では、荒川の水辺が心豊かで快適な暮らしに欠かせない資源となっています。また、良好な空気や水の質、身近な自然とのふれあいや静けさは、心豊かで快適な暮らしと良好な自然環境のどちらにとっても前提となるものです。

そのため、河川の水質汚濁や自動車の排気ガス、事業所からの騒音・振動などの公害防止を図りながら、都市環境と自然環境が調和したまちを目指します。

基本目標4【環境学習分野】

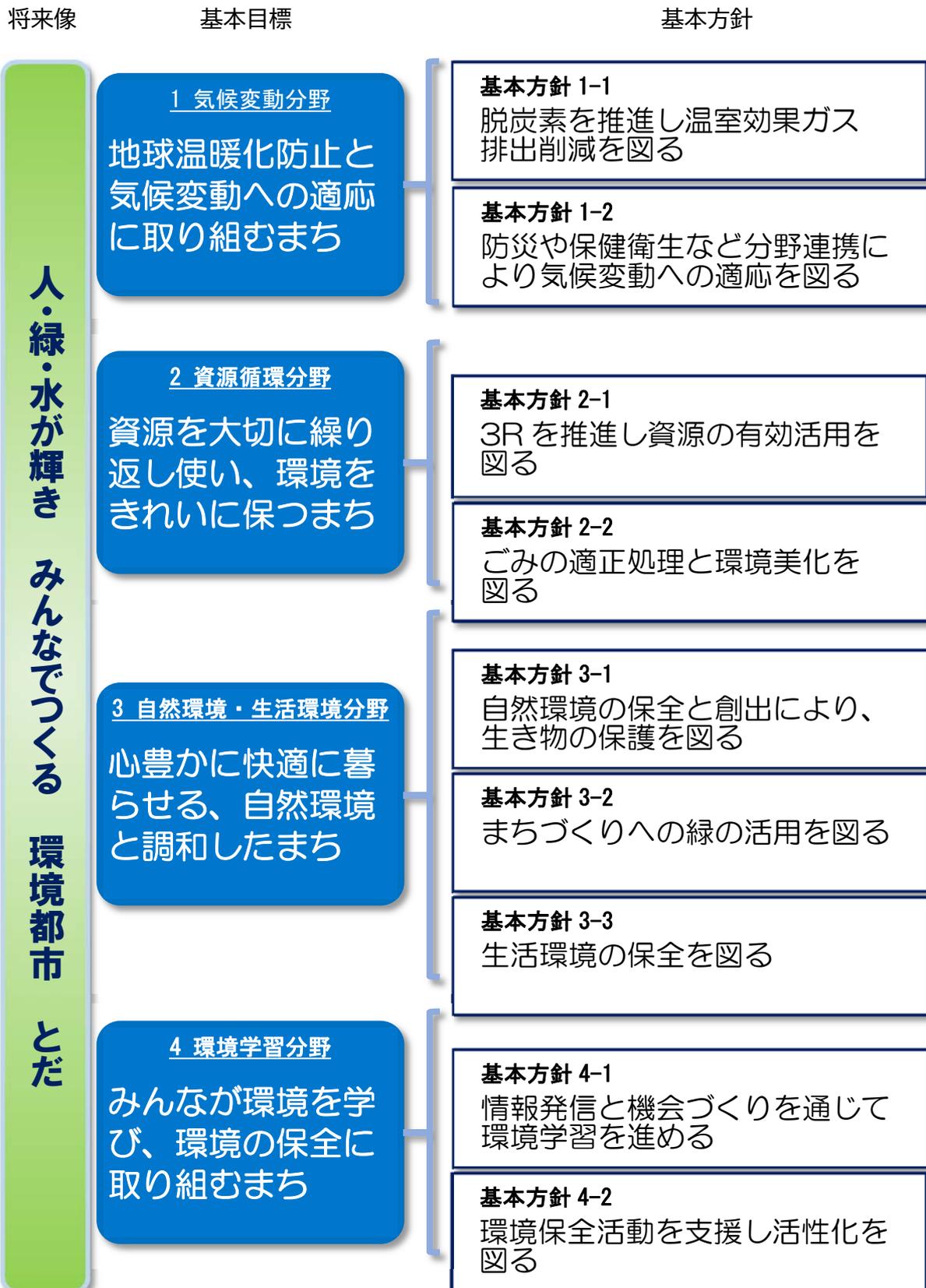
みんなが環境を学び、環境の保全に取り組むまち

今日の複雑な環境問題は、暮らしや経済と表裏一体のものであり、改善・解決には市民や事業者の取組が不可欠となっています。また、まちづくりにおいて安全で快適な環境をつくっていくためにも、市民・事業者の協力、参加が必要です。

そのため、市民・事業者・市のそれぞれが環境について学んで考え、課題解決に取り組んでいくまちを目指します。

(2) 計画の体系

計画の目指す将来像から主要な施策の展開までの計画の体系を、次のように設定します。



基本施策

重点プロジェクト

- 省エネルギーの推進
- クリーンエネルギーへの転換
- 低炭素都市づくり
- 公共施設等のエネルギー対策の推進
- 気候変動がもたらす気象災害への対応
- 熱中症や感染症などの健康被害への対応
- 最新情報の提供等を含む、その他の気候変動への適応
- 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進
- 廃プラスチック問題への取組の推進
- 食品ロス問題への取組の推進
- 適正・円滑なごみ処理の推進
- ごみ出しの適正化、不法投棄等の防止
- 美化活動と環境マナー普及の推進
- 自然環境の保全・再生・創出
- 野生生物の保護
- 特定外来生物等への対応
- 民間の建物や敷地の緑化の促進
- 公共空間の緑化の推進
- 家庭における緑化の促進
- 公害の防止
- 環境汚染等への対応
- 環境情報の整備・発信
- 環境学習の促進・支援
- 学校教育における環境学習支援
- 環境保全活動の促進・支援
- 環境保全活動のネットワークづくり
- 事業者との協力体制づくり

- 脱炭素・気候変動適応プロジェクト
【地球温暖化対策実行計画、気候変動適応計画】
- 身近なエコ・資源循環推進プロジェクト
- 水循環・生物多様性保全プロジェクト
- 環境交流プロジェクト

(3) 基本方針と基本施策

分野別の基本目標のもとで、様々な取組を方向づける基本方針と基本施策を、次のように設定します。また、各分野における SDGs との関連も示します。

① 気候変動分野

基本目標1「地球温暖化防止と気候変動への適応に取り組むまち」を実現していくためには、社会・経済や暮らしの質を保ちながら温室効果ガスの排出を削減していくことと、気候変動の進行で予想される影響に備えることが重要となります。

温室効果ガスのほとんどはエネルギーの消費による二酸化炭素（エネルギー起源二酸化炭素）であり、その排出を減らす「低炭素」、さらには最終的にゼロとする「脱炭素」の実現が、世界が長期的に目指すところです。

戸田市でも、2030（令和12）年度までに、市域の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26%削減することを目標とします（実施する取組等の詳細は「第4章（1）脱炭素・気候変動適応プロジェクト」になります）。

また、気候変動の進行で予想される影響は多岐にわたりますが、中でも水害などの気象災害と熱中症などの健康被害への対策が重要と考えられます。

地球温暖化対策は、温室効果ガス排出削減への取組である「緩和策」と、すでに起こりつつある気象災害等による被害の回避や軽減を図るための取組である「適応策」の両輪で推進することが必要です。

これらのことから、気候変動分野の基本方針と基本施策を次ページのとおりに設定します。

関連する SDGs



基本方針1-1 脱炭素を推進し、温室効果ガス排出削減を図る**基本施策****○ 省エネルギーの推進**

国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」に基づいて、市民・事業者に向けて、日常的な省エネルギー行動の啓発、省エネ型の住宅・家電・機器・自動車の導入に向けた情報提供や導入支援などを行い、日常の様々な場面での省エネルギー行動を推進します。

また、事業者等への聞き取りにより省エネ推進に向けた課題の抽出を検討します。

○ クリーンエネルギーへの転換

太陽光発電や燃料電池、蓄電システム、電気自動車などについて、情報提供や導入・利用に向けた支援などを行い、クリーンエネルギーへの転換を推進します。

また、事業者との連携等によるクリーンエネルギーの推進を検討します。

○ 低炭素都市づくり

都市計画や交通施策において、関連施策と連携しながら都市・交通の構造や仕組みからのエネルギー効率改善、低炭素化を推進します。

○ 公共施設等のエネルギー対策の推進

公共施設再編プランと連携し、施設の改修に合わせて省エネルギー設備の導入や太陽光発電などのクリーンエネルギーの利用など、エネルギー対策を推進します。庁舎管理においては、省エネルギー設備の導入や電力の地産地消の継続などのエネルギー対策を推進します。

また、電気自動車をはじめとした次世代自動車の導入を推進します。

基本方針1-2 防災や保健衛生など分野連携により気候変動への適応を図る**基本施策****○ 気候変動がもたらす気象災害への対応**

全国各地で発生している経験値を超えるような豪雨には、気候変動の影響が指摘されています。気候変動の進行によるリスクの増大を考慮し、市の防災や河川管理、下水道の各部署を中心に、国・県とも連携し、内水氾濫や河川氾濫などの気象災害への備えを強化していきます。

○ 熱中症や感染症などの健康被害への対応

気候変動が気温上昇や猛暑をもたらし、熱中症の増加や感染症の発生など、健康被害の増加が懸念されるため、市の保健衛生や医療部門等を中心に、国・県とも連携し、熱中症や感染症の予防を強化していきます。

○ 最新情報の提供等を含む、その他の気候変動への適応

気候変動の影響は多岐にわたり、今後も新たな知見が出てくることが想定されることから、積極的に情報の収集を行うとともに関連部署への情報提供を行っていきます。

② 資源循環分野

基本目標2「資源を大切に繰り返し使い、環境をきれいに保つまち」を実現していくためには、ごみ処理の制度に基づき3R（排出抑制、再使用、再生利用）を着実に行うとともに、適正なごみの処理・処分を実施することが重要となります。

また、街中のポイ捨てや、人目につきにくいところへの不法投棄などの不適正な行為が長年にわたって問題となっており、近年では廃プラスチックによる環境汚染が世界的な課題となっています。

さらに、省資源の観点から食品ロスへの関心が高まっています。

これらのことから、資源循環分野の基本方針と基本施策を次のように設定します。

関連する SDGs



基本方針 2-1 3Rを推進し資源の有効活用を図る

基本施策

○ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

3Rの中でも、まずはごみの発生・排出抑制を優先し、次いで再使用・再生利用を行うことが求められます。ごみになるものを減らす、ごみの排出を減らすことを啓発し、ごみの分別を徹底するとともに、協働による資源回収や不用品の活用を図ることで、リデュース（排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を推進します。

○ 廃プラスチック問題への取組の推進

近年、世界的な問題となっている廃プラスチックについて、国・県の取組と連動し、啓発や情報発信に努めます。

○ 食品ロス問題への取組の推進

食べられる食料が大量に廃棄される食品ロスの問題について、国・県の取組や食育等に関する取組との連携により、啓発や情報発信に努めます。

また、市民（消費者）・事業者・市等の関係者相互の連携協力により、食品ロスの削減に向けて取組を推進します。

基本方針2-2 ごみの適正処理と環境美化を図る**基本施策****○ 適正・円滑なごみ処理の推進**

市のごみ収集・処理について、適正・円滑に行っていきます。

また、災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画を作成するなど、災害廃棄物の適正処理の体制構築に取り組みます。

○ ごみ出しの適正化、不法投棄等の防止

ごみ出しのルールとマナーの啓発や情報提供を行うとともに、ポイ捨て・不法投棄の防止に努めます。

○ 美化活動と環境マナー普及の推進

地域の清掃、雑草繁茂対策、ごみ屋敷対策など、市民への啓発や支援、協働による美化活動などに関し、関係部署との連携強化を進めます。また、ごみやたばこの吸い殻のポイ捨ての防止、ペットの糞の持ち帰りなど、様々な環境マナーの普及啓発に努めます。

③ 自然環境・生活環境分野

基本目標3「心豊かに快適に暮らせる、自然環境と調和したまち」を実現していくためには、防災や防犯といった安心・安全の確保を前提としながら、市内の自然環境について保全と活用に努めること、道路や公園、建物などの緑化を進めること、生き物の種についての問題に的確な対応をすることが大きな課題となっています。

また、住みやすい環境を維持するためには、公害防止と環境基準達成を継続することが重要なことから、それらに的確に対応することも大切です。

これらのことから、自然環境・生活環境分野の基本方針と基本施策を次のように設定します。

関連する SDGs



基本方針 3-1 自然環境の保全と創出により、生き物の保護を図る

基本施策

○ 自然環境の保全・再生・創出

緑の基本計画と連携し、荒川河川敷の豊かな自然環境の保全や再生に取り組むことで、多種多様な生き物の生息環境を支え、生物多様性の保全を進めます。

また、河川や道路、公園などの公共空間の緑化に合わせ、自然環境を創出し、水と緑のネットワーク形成を進めます。

○ 野生生物の保護

戸田ヶ原自然再生事業や河川環境の整備に取り組むことで、市内や流域の生態系において重要とされる種の保護について、関係機関と協力して、状況に応じた適切な対応を行っていきます。

○ 特定外来生物等への対応

特定外来生物の駆除に取り組むことで、既存生態系の保全を進めていきます。

また、本来の生態系をかく乱する野生化したペットや外来種などの生き物について、関係機関と協力して、状況に応じた適切な対応を行っていきます。

さらに、動物の愛護や適正な飼養に関する普及啓発に努めるほか、県とともに、収容された犬や猫の返還・譲渡促進により殺処分減少に取り組み、動物の愛護と適正管理を促進します。

基本方針 3-2 まちづくりへの緑の活用を図る

基本施策

○ 民間の建物や敷地の緑化の促進

事業所や集合住宅などの民間の建物や敷地の緑化を促すことにより、緑の景観や緑陰の形成、雨水浸透、都市熱の緩和など、快適なまちづくりに緑を活用していきます。

○ 公共空間の緑化の推進

道路や公園などの公共空間の緑化により、緑の景観や緑陰の形成、雨水浸透、都市熱の緩和など、まちづくりへの緑の活用を進めます。

また、誰もが緑に親しめるように歩行空間の確保や回遊性とのバランスを考慮した緑化整備を進めていきます。

○ 家庭における緑化の促進

家庭や菜園で緑を育てることについて、啓発や支援を行い、市域の緑の充実につなげていきます。

基本方針 3-3 生活環境の保全を図る

基本施策

○ 公害の防止

公害の防止に向けて、国・県と連携し、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などの監視と情報提供、発生源対策に努めます。

また、事業所等からの騒音や悪臭などの公害苦情について、指導や助言を行います。

さらに、事業者が公害防止に向けた取組や課題の聞き取りを行うなど、公害防止の推進を図ります。

○ 環境汚染等への対応

有害化学物質の流出事故や、災害の発生に伴う放射性物質の拡散など、予期しない環境汚染に対して、関係機関と連携して的確な対応を行います。

④ 環境学習分野

基本目標4「みんなが環境を学び、環境の保全に取り組むまち」を実現していくためには、市民の意識や意欲に継続的に働きかけ学習を助けること、戸田市の地域資源や文化、歴史を共有し継承と活用に努めること、市民や事業者による環境保全活動を活発にすることが大きな課題となっています。

これらのことから、環境学習分野の基本方針と基本施策を次のように設定します。

関連する SDGs



基本方針 4-1 情報発信と機会づくりを通じて環境学習を進める

基本施策

○ 環境情報の整備・発信

環境に関する多様な情報について、収集と整備、発信に取り組み、市民の環境学習を支えていきます。

○ 環境学習の促進・支援

環境に関する講座やイベントなどを開催・支援し、市民の意識啓発、環境学習促進につなげていきます。

○ 学校教育における環境学習の支援

学校教育における児童・生徒の環境学習について、教材や人材を含めた学習機会の提供などの支援を行っていきます。

基本方針 4-2 環境保全活動を支援し活性化を図る

基本施策

○ 環境保全活動の促進・支援

市民団体や事業者による環境保全活動について、活動の促進や支援を行い、活性化につなげていきます。

○ 環境保全活動のネットワークづくり

市や市民団体・事業者などが協力して環境保全活動に取り組めるネットワークづくりを進めます。

○ 事業者との協力体制づくり

包括連携協定などを活用し、事業者と協力した環境保全活動の体制づくりを進めます。

「環境と成長の好循環」の実現に向けて

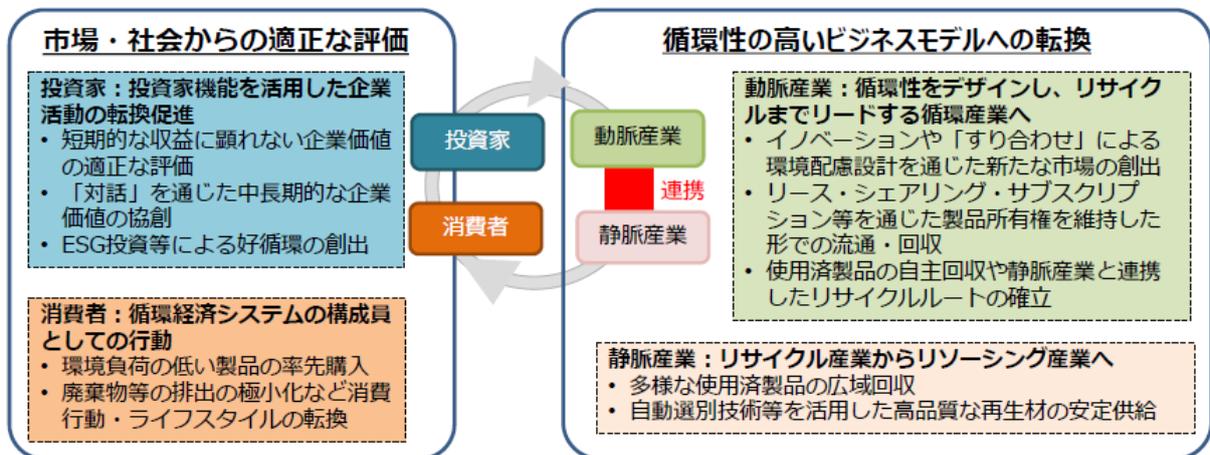
サーキュラーエコノミー（循環経済）と呼ばれる新たな経済のあり方が世界的な関心を集めています。限られた資源を繰り返し利用することで、資源循環と経済成長の両立を目指すこの概念は、様々な国が政策的に推進し、特に欧州で大きな流れとなっています。

日本でも2020（令和2）年5月に、今後の循環経済政策が目指すべき方向性を示す「循環経済ビジョン2020」を経済産業省が発表しました。循環型の経済活動が適切に評価され、付加価値を生む市場が生まれつつあります。また、地球環境の持続可能性を損なう事業活動そのものが事業継続上の重大なリスク要因であると認識され始めています。

循環性の高いビジネスモデルへの転換は、事業活動の持続可能性を高め、中長期的な競争力の確保にもつながります。あらゆる産業が、廃棄物・環境対策としての3Rの延長ではなく、「環境と成長の好循環」につなげる新たなビジネスチャンスと捉え、経営戦略や事業戦略として、ビジネスモデルの転換を図ることが重要です。

また、産業を支える金融界も、脱炭素を後押しする姿勢を明確に示し始めています。再生可能エネルギー関連事業を積極的に支援し、化石燃料の中で最も二酸化炭素の排出量が多い石炭火力には融資しないという姿勢が示されています。そのため、温暖化対策を講じていない企業は転換を迫られています。

◆ 循環経済への転換に向けた対応の方向性



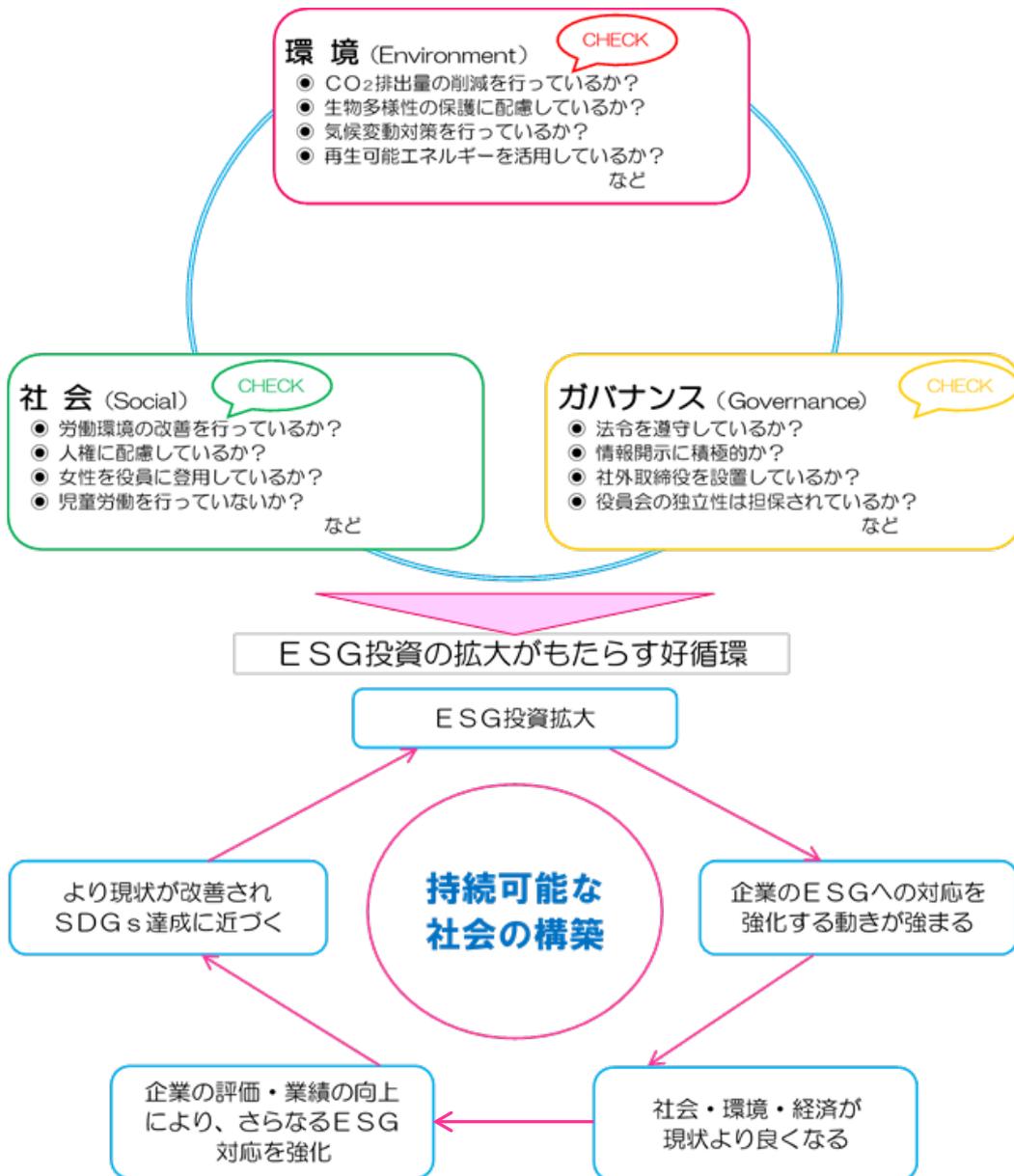
出典：「循環経済ビジョン2020（概要）」（経済産業省）

※ 動脈産業と静脈産業

血液の循環にたとえて、製造業など製品を生み出す産業を「動脈産業」、その廃棄物を回収して再生・再利用、処理・処分などを行う産業を「静脈産業」と呼んでいます。

ESG投資とは

ESG投資は従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）の要素も考慮した投資のことを指します。特に、年金基金など大きな資産を超長期で運用する機関投資家を中心に、企業経営の持続可能性を評価するという概念が普及しています。気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会を評価する指標として、持続可能な開発目標（SDGs）と合わせて注目されており、日本においてもESG投資が広がっています。



参考：「60分でわかる！SDGs超入門」（技術評論社）を基に作成

第4章

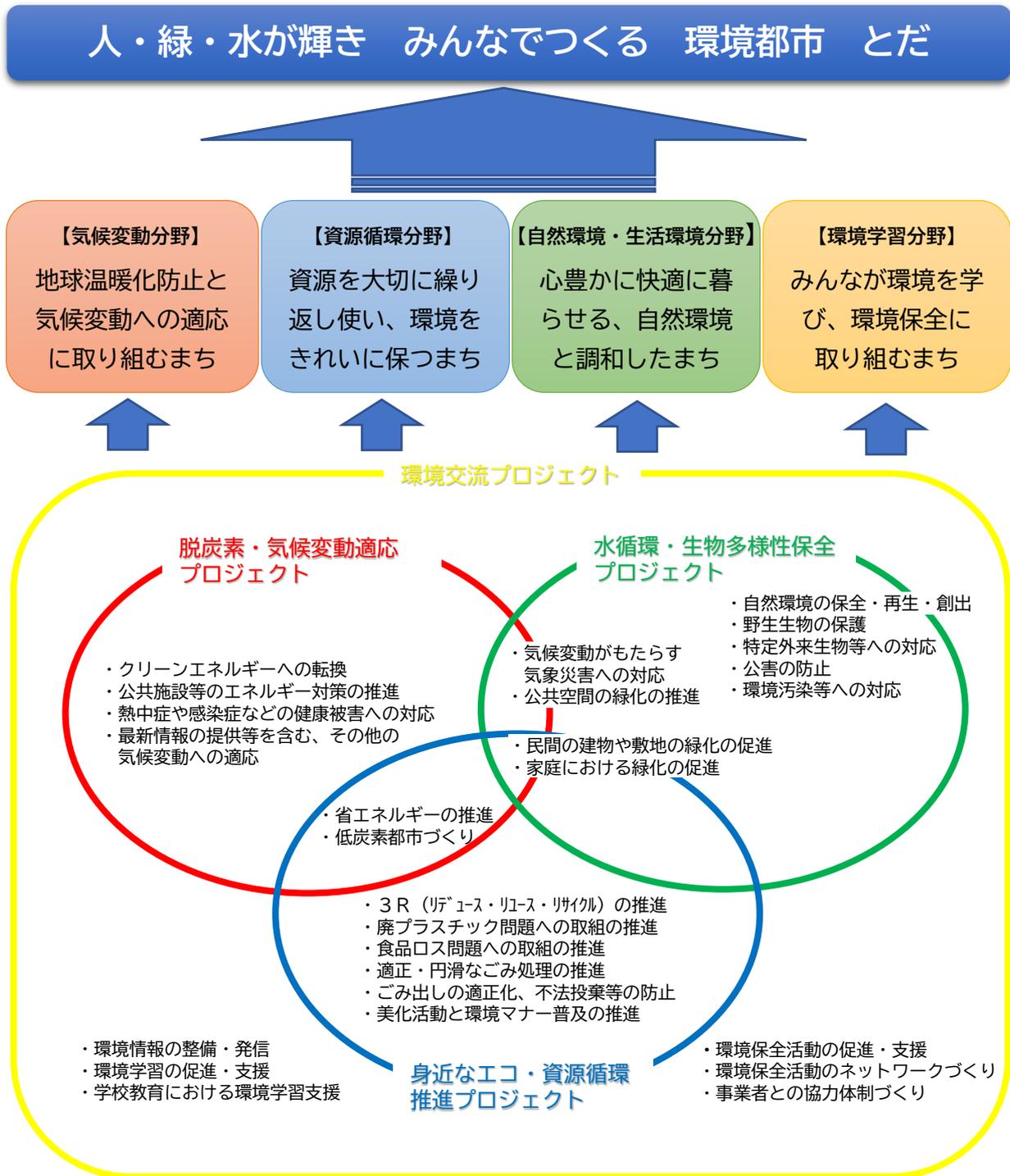
重点プロジェクトの展開

- 1 重点プロジェクトについて
- 2 各プロジェクトについて

1 重点プロジェクトについて

(1) 重点プロジェクトの考え方

20ページの計画の体系における基本方針や基本施策を踏まえて、重点的に推進する取組を4つの重点プロジェクトとしてまとめています。市民・事業者・市の役割を具体化し、各主体が環境保全に取り組むことで、目指す将来像「人・緑・水が輝き みんなでつくる環境都市 とだ」の実現に向けた各分野における基本目標の達成を目指します。



気候変動の影響に注意しましょう

世界の経済成長にともない、二酸化炭素の排出は増え続け、地球温暖化と気候変動は進んでいます。日本への影響については次のように想定されています。



日本への影響は？

2100年末に予測される日本への影響予測
(温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000年との比較)

気温	気温	3.5～6.4℃上昇
	降水量	9～16%増加
	海面	60～63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83～85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1～1.2 倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失～現在の7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の10～53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13～34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から75～96%に拡大

出典：環境省環境研究総合推進費 S-8 2014年報告書

出典：温室効果ガスインベントリオフィス
 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（<http://www.jccca.org/>）より

※ヒトスジシマカはデング熱やジカ熱などの感染症を媒介する蚊です。

新型コロナウイルスの世界的流行によって、私たちは感染症の恐ろしさを改めて知ることになりました。感染症の中には、デング熱などのように蚊が病原体を運んで感染させるものがあります。気候変動によって地球温暖化が進むと、蚊の生息域が広がり、感染症が増えるのではないかと懸念されています。

(2) 重点プロジェクトと基本施策の対応

各重点プロジェクトについて、基本施策との対応を示します。一つの重点プロジェクトの成果が刺激となって他の重点プロジェクトに波及し合う好循環の流れを生み、結果として市の環境が一体となって改善することが期待できます。例えば、クリーンエネルギーへの転換は、大気汚染物質の削減に直結することが期待できます。

※基本施策と各重点プロジェクトの柱の関係は次のとおりです。

関連する基本施策→○ 特に関連性が強い基本施策→●

基本方針	基本施策	(1)脱炭素・気候変動適応プロジェクト <プロジェクトの柱> ①市域の温室効果ガス排出量削減の推進 ②市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減 ③気候変動・気象災害への備えの強化		
		①	②	③
1-1	省エネルギーの推進	●		
	クリーンエネルギーへの転換	●		○
	低炭素都市づくり	●		
	公共施設等のエネルギー対策の推進	○	●	
1-2	気候変動がもたらす気象災害への対応			●
	熱中症や感染症などの健康被害への対応			●
	最新情報の提供等を含む、その他の気候変動への適応			●
2-1	3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	○		
	廃プラスチック問題への取組の推進	○		
	食品ロス問題への取組の推進	○		
2-2	適正・円滑なごみ処理の推進			○
	ごみ出しの適正化、不法投棄等の防止			
	美化活動と環境マナー普及の推進			
3-1	自然環境の保全・再生・創出	○		○
	野生生物の保護			
	特定外来生物等への対応			
3-2	民間の建物や敷地の緑化の促進	○		○
	公共空間の緑化の推進	○		○
	家庭における緑化の促進	○		○
3-3	公害の防止	○	○	
	環境汚染等への対応	○	○	
4-1	環境情報の整備・発信	○		○
	環境学習の促進・支援	○		○
	学校教育における環境学習支援	○		○
4-2	環境保全活動の促進・支援	○		○
	環境保全活動のネットワークづくり	○		○
	事業者との協力体制づくり	○		○

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、テレワーク、オンライン教育やウェブ会議システムの利用が急速に進みました。これらは移動に伴う二酸化炭素の排出を削減するものであり、働き方や学び方の改革にもつながるものであるため、新型コロナウイルス感染症の収束後も、引き続き積極的に活用していくことが期待されます。

さらに、環境をよくすることで経済を発展させ、経済が活性化することで、さらに環境も良くなるという、環境と経済の好循環の達成に向けた取り組みを進め、環境保全と経済発展の同時達成による持続可能な社会の実現を目指します。

(2)身近なエコ・資源循環推進プロジェクト <プロジェクトの柱> ①身近なエコ活動の推進 ②資源循環の推進による環境負荷の低減 ③環境美化の推進			(3)水循環・生物多様性保全プロジェクト <プロジェクトの柱> ①水循環・生物多様性の保全の推進 ②まちづくりへの緑の活用の推進 ③生活環境の保全の推進			(4)環境交流プロジェクト <プロジェクトの柱> ①イベントや環境活動などによる環境啓発の推進 ②学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援 ③協働・連携による環境保全の推進		
①	②	③	①	②	③	①	②	③
●						○		○
						○		○
●						○		○
				○		○		○
●				●		○		○
					○	○		○
						○		○
●	●					○	○	○
	●					○	○	○
	●					○	○	○
	○	●				○	○	○
	○	●				○	○	○
		●				○	○	○
		●	●			○	○	○
			●			○	○	○
			●	○	○	○	○	○
			●			○	○	○
○				●		○		○
				●		○		○
●				●		○	○	○
			○		●	○		○
			○		●	○		○
○	○	○	○	○	○	●	○	○
○	○		○	○	○	○	●	○
○	○		○	○	○	○	●	○
○	○	○	○	○	○	●	○	●
○	○	○	○	○	○	○	○	●
○	○	○	○	○	○	●	●	●

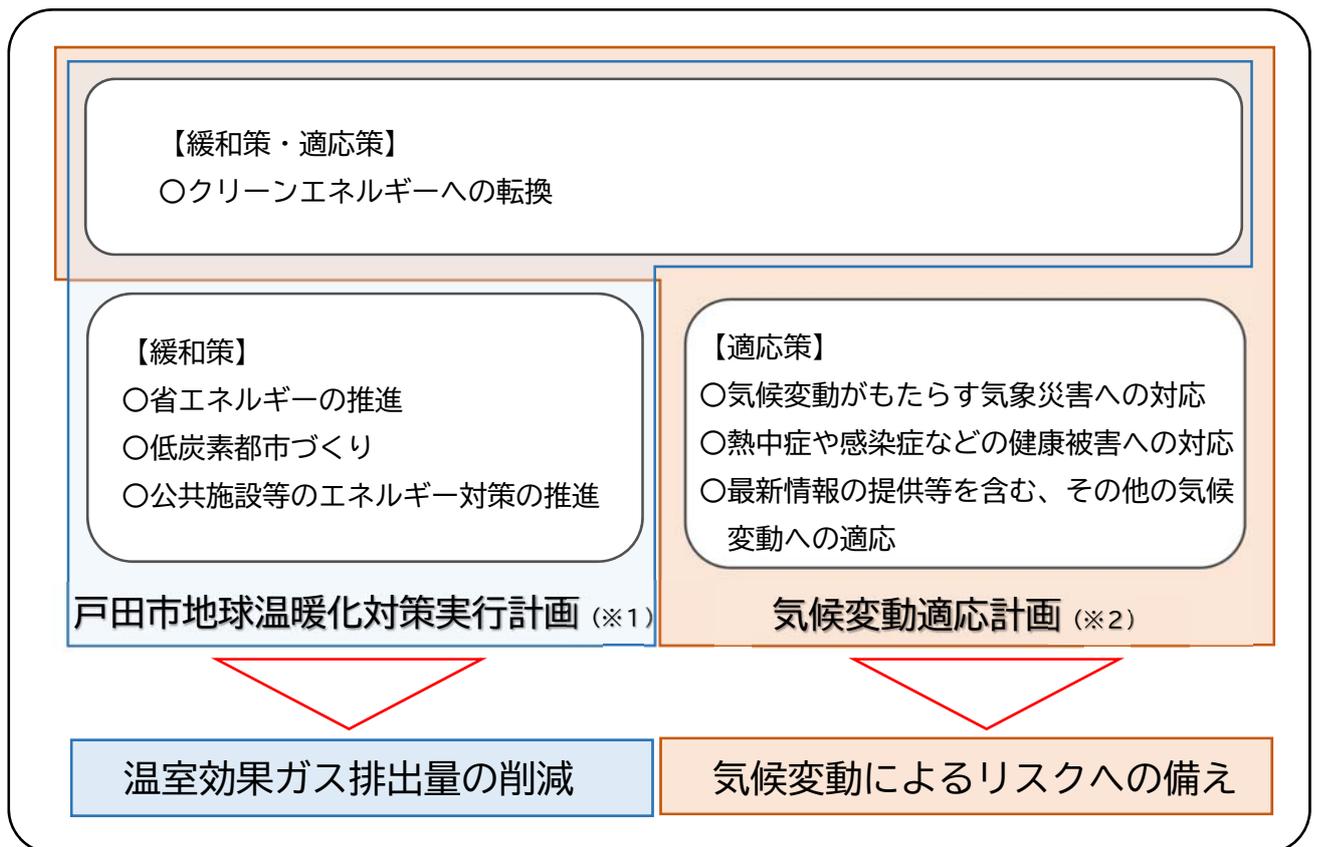
2 各プロジェクトについて

(1) 脱炭素・気候変動適応プロジェクト……………

2050年までに、温室効果ガスの排出量実質ゼロと生活の質の向上や持続可能な経済の発展を同時に達成する「脱炭素社会」の実現が21世紀最大の課題となっています。本プロジェクトは、2050年の脱炭素社会実現に向けた温室効果ガス排出削減策（「緩和策」）と、気候変動による被害の回避や軽減を図るための取組（「適応策」）を推進するプロジェクトです。

「緩和策」については、これまでと同様に、市域の温室効果ガスの排出削減と市の事業活動により排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいきます。また、クリーンエネルギーや次世代自動車の導入促進を図るための手法を検討します。

「適応策」については、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」に示されている適応策の方向性を踏まえ、本市における気候変動の影響の把握やその将来予測、気候変動の影響への適応策を推進していきます。また、埼玉県気候変動適応センターと戸田市で共同して、戸田市気候変動適応センターを設置し、埼玉県と連携しながら気候変動適応に関する情報の収集・分析や市民・事業者への情報提供に取り組めます。



※1 戸田市地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策推進法に基づいて策定するもので、戸田市域全体に関する「区域施策編」と、戸田市の事務事業に関する「事務事業編」の2編で構成されています。

※2 気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」

■ 戸田市地球温暖化対策（区域施策編）～市域全体で取り組むこと～

本市では、脱炭素・気候変動プロジェクトを「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に位置づけ、市域全体から発生する温室効果ガスの排出を削減するために、次の基本事項を基に、国が目指す脱炭素社会の実現や県の目標に準じて、取組を進めていきます。

【基本事項】

(1) 計画期間

2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間を計画期間とし、5年目を目安に中間見直しを行います。

(2) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項で規定されている温室効果ガスと同様の7種類とします。（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃））

(3) 温室効果ガス排出削減目標

国と埼玉県温室効果ガス削減目標を踏まえて設定します。

2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比26.0%削減とする

(4) 温室効果ガス排出削減目標の達成のための必要な措置（緩和策）

脱炭素・気候変動適応プロジェクトを中心に、各プロジェクトの主な取組等により推進します。

部門（分野）	主な取組等（一部）
産業・業務部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設への省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入 ・ 市の事務事業におけるエネルギー使用量等の管理（事務事業編） ・ 環境配慮型システム設置費補助金制度（事業者向け）の運用 など
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民運動「COOL CHOICE」の推進 ・ 環境配慮型システム設置費補助金制度（個人向け）の運用 など
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車等導入補助金制度の運用 ・ 自動車利用の自粛やエコドライブの普及啓発 など
廃棄物、その他の温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源回収や再生品の利用促進 ・ ごみの減量によるメタンや一酸化二窒素の削減 ・ 機器の適切な廃棄・回収等による代替フロン類の削減 など
吸収源対策 部門横断的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑のカーテンの普及啓発 ・ 緑のネットワーク化へ向けた公共空間等の緑地の整備 ・ 環境関連講座による環境学習の推進 など

■ 脱炭素・気候変動適応プロジェクトの市の取組と市民・事業者の役割

※新規の取組（前計画には記載のない取組）は【新規】としております。また、文末に

プロジェクトの柱	市の主な取組
<p>(1)-① 市域の温室効果ガス排出量削減の推進 【緩和策】</p> <div data-bbox="151 772 742 1019" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><関連する主な基本施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ●省エネルギーの推進 ●クリーンエネルギーへの転換 ●低炭素都市づくり </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自立・分散型エネルギーシステムを推進します。 ◆ 環境配慮型システム設置費補助金制度を拡充します。【解説】 ◆ 事業者への聞き取りを実施します。【新規・解説】 ◆ 電気自動車等導入補助金制度を拡充します。【解説】 ◆ 新技術開発支援事業を運用します。 ◆ 歩行空間・自転車通行空間の整備を実施します。【解説】 ◆ コミュニティバスの利用促進を図ります。
<p>(1)-② 市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減 【緩和策】</p> <div data-bbox="151 1388 742 1534" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><関連する主な基本施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共施設等のエネルギー対策の推進 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 蕨戸田衛生センターで発電した電力を利用します。 ◆ 公共施設への省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入を促進します。【解説】 ◆ 公用車の低炭素化を推進します。【解説】
<p>(1)-③ 気候変動・気象災害への備えの強化 【適応策】</p> <div data-bbox="151 1713 742 1960" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><関連する主な基本施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ●気候変動がもたらす気象災害への対応 ●熱中症や感染症などの健康被害への対応 ●最新情報の提供等を含む、その他の気候変動への適応 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 埼玉県気候変動適応センターと戸田市で共同して、戸田市気候変動適応センターを設置し、情報発信体制を構築します。【新規・解説】 ◆ 水害に対する意識啓発や情報発信を行います。 ◆ 河川氾濫に備え、治水対策を推進します。 ◆ 内水氾濫に備え、雨水排水対策を推進します。 ◆ 災害廃棄物の適正処理の体制を構築します。【新規】 ◆ 熱中症や感染症などの健康被害への取組を行います。

【解説】と記載している施策は、次ページに詳細を記載しています。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 家電製品の買い替えや住宅改修の際には省エネルギー設備を積極的に取り入れます。 ◇ 太陽光発電、蓄電、燃料電池、HEMS（住宅エネルギー管理システム）などの新たなエネルギーシステムの導入を進めます。 ◇ 住宅新築時にエネルギー性能の高い設計やZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）を取り入れます。 ◇ 自家用車の購入・買い替えの際には、電気自動車等の環境負荷の少ない車種を導入します。 ◇ 近くへの移動は自動車の利用をなるべく控え、徒歩か自転車で移動します。 ◇ 公共交通機関を活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> • 設備・機器の入れ替えや建物の改修の際には省エネルギー設備を積極的に取り入れます。 • 太陽光発電、蓄電、燃料電池、BEMS（ビルエネルギー管理システム）などの新たなエネルギーシステムの導入を進めます。 • 建物新築時にエネルギー性能の高い設計やZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）を取り入れます。 • 省エネルギー型の事業活動を行います。 • 社用車の購入・買い替えの際には、電気自動車等の環境負荷の少ない車種を導入します。 • 近くへの移動は自動車の利用をなるべく控え、徒歩か自転車で移動します。 • 公共交通機関を活用します。 • 地球温暖化対策を実施するための計画（地球温暖化対策計画）を策定し、市に提出します（年間のエネルギー使用量が1,500キロリットル以上の事業者）。
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 公共施設を利用する際には、レンタルスペースのこまめな消灯や空調の適正利用など、できる範囲で省エネルギー対策へ協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> • 公共施設を利用する際には、レンタルスペースのこまめな消灯や空調の適正利用など、できる範囲で省エネルギー対策へ協力します。
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 気候変動に関心を持ち、生活への影響などについて考えます。 ◇ 災害時に備え、ハザードブックを活用し避難経路や避難所の確認をします。 ◇ 自宅周辺の落ち葉やごみを取り除き、雨水が溜まる環境を極力減らします。 ◇ 雨水貯留施設を導入します。 ◇ 熱中症や感染症に関する情報を収集し、予防に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> • 気候変動に関心を持ち、事業活動への影響などについて考えます。 • 災害時に備え、ハザードブックを活用し事前の対応を進めます。 • 事業所周辺の落ち葉やごみを取り除き、雨水が溜まる環境を極力減らします。 • 雨水貯留施設を導入します。 • 熱中症や感染症に関する情報を収集し、従業員同士で情報共有します。

■ 脱炭素・気候変動適応プロジェクトにおける主な取組を紹介します

環境配慮型システム等設置費補助金

太陽光発電システム、蓄電池やエネファームなど環境への負荷の低い設備機器等を設置される方に補助金を交付します。

電気自動車等導入費補助金

環境への負荷が低い電気自動車等を導入される方に補助金を交付します。

事業者等への聞き取りの実施【新規】

市域における省エネルギーやクリーンエネルギーへの転換を推進するため、事業者等への聞き取り等により、エネルギー施策における課題の抽出や施策拡充の検討を行い、「環境」や「持続可能性」を軸とした経営を行う事業者の支援を推進します。

また、先進事例等を参考に、公民連携等の手法を検討します。

自転車通行空間の整備やサイクリング環境の充実【一部新規】

戸田市歩行者自転車道路網整備計画に基づき、歩行者、自転車、自動車が安心して通行できるよう、自転車通行空間の整備を進めています。

また、サイクリング環境の充実のため、市が発行する観光雑誌るるぶでは、市内のサイクリングコースを紹介しています。彩湖・道満グリーンパークではレンタサイクルを行っています。急勾配のない、なだらかな本市の地形を活かし、今後はシェアサイクル導入の検討を含め、市域全体におけるサイクリング環境の充実を図ることで、低炭素都市づくりを推進します。

公共施設への省エネ・再エネ設備導入

公共施設の改修や再編において、省エネ・再エネ設備の導入を推進します。

また、関係部署との連携等を強化するため、省エネ・再エネの推進体制の手法等についても検討します。

公用車の低炭素化

公用車に電気自動車などを率先的に導入することで、市の事務事業における温室効果ガスの削減に努めるとともに市民へのPRを行います。

気候変動の影響や適応に関する情報発信【新規】

気候変動の影響や適応に関して情報収集・整理・分析・提供する拠点として、埼玉県が設置する「埼玉県気候変動適応センター」と戸田市で共同して、戸田市気候変動適応センターを設置し（※）、気候変動の影響や市が実施する適応策に関する情報発信などを行うための体制を構築します。市民や事業者が気候変動を理解し、気象災害や健康被害などから身を守るための行動につながるよう、気候変動の影響への適応策に取り組みます。

※気候変動適応法第13条により、気候変動の影響や適応に関する情報の収集・整理・分析・提供や技術的助言を行う拠点として確保することが努力義務とされている「地域気候変動適応センター」のことを指します。

■ プロジェクトの進捗度合を管理する代表的な指標

【緩和策】

項目	基準 (年度)	目標	
		2025 (令和7) 年度	2030 (令和12) 年度
市域の温室効果ガス排出量 (削減率)	692,200 t-CO ₂ (2013(平成25))	13%	26%
環境配慮型システム等 設置費補助実績	153 件 (2019(令和元))	160 件	170 件
電気自動車等導入費補助実績 (EV・PHV・FCV)	16 件 (2019(令和元))	20 件	25 件
自転車通行空間の整備	7,350m (2013(平成25)～ 2019(令和元))	※1	※1
コミュニティバス「toco」の 年間利用者数	367,996 人 (2018(平成30))	370,000 人	※2
市事務事業の温室効果ガス排出量 (削減率)	11,528 t-CO ₂ (2013(平成25))	27.9%	40%
公用車への電気自動車導入 実績 (割合)	3% (1台) (2019(令和元))	10% (4台)	20% (7台)

※1 「自転車通行空間の整備」については、関連計画の戸田市歩行者自転車道路網整備計画が見直し中であるため、関連計画にて決定された目標値に沿って進捗管理を行います。

※2 「コミュニティバス「toco」の年間利用者数」の2030(令和12)年度目標値については、戸田市第5次総合振興計画の後期の目標設定時に設定を行います。

【適応策】

項目	基準 (年度)	目標	
		2025 (令和7) 年度	2030 (令和12) 年度
自主防災会に防災士がいる 割合	63.8%	100%	※1
さくら川護岸改修整備率	46.8% (2019(令和元))	60.1%	71.2%
雨水整備率 (分流式区域)	56.9%	57.7% 6.0ha	※1

※1 「自主防災会に防災士がいる割合」と「雨水整備率 (分流式区域)」の2030(令和12)年度目標値については、戸田市第5次総合振興計画の後期の目標設定時に設定を行います。

■ 戸田市地球温暖化対策（事務事業編）～全ての職場で取り組むべき事項～

市の事務事業における温室効果ガス排出量を削減するために、市では日々の業務において次の事項を中心に取り組みます。なお、掲載している事項は、事業者の皆さんにも取り組んでいただきたい内容です。環境にやさしい事業活動の一環として、ぜひ取り組んでみてください。

(1)省エネルギー対策の推進

ア 電力使用量の削減

- ①不要な照明の消灯を徹底するとともに、業務に支障のない範囲で間引き照明とする。
- ②長時間使用しない際の消灯を徹底する。
- ③OA機器は、昼休み、退庁時の主電源オフを徹底する。
- ④パソコン等は離席時等、省エネモードの活用を徹底する。
- ⑤パソコン等の購入や更新にあたっては、エネルギー消費効率の高い製品を選択する。
- ⑥長時間使用しない機器は、コンセントを抜く。
- ⑦エレベーターの利用を控え、階段を利用する。
- ⑧ノー残業デーを徹底する。

イ 車両の燃料使用量削減

- ①出張の際には、可能な限り公共交通機関の利用を心がける。
- ②2 km 以内の移動は、徒歩または自転車を使用する。
- ③公用車を使用する場合は、相乗りや合理的な巡回ルートを心がける。
- ④電気自動車などの次世代自動車の導入を推進する。
- ⑤定期的に公用車の点検・整備を図り、適正に維持管理する。

(2) 紙の使用量の抑制による省資源化の推進

- ①文書の電子化を図るとともに、可能な起案については全て電子決裁とする。
- ②印刷物等の部数は、必要数や配付可能数を勘案して決める。
- ③会議資料は要点をおさえて簡素化を図り、配付枚数の削減を図る。

- ④コピー機やプリンターでの印刷は、原則両面コピーや両面印刷とし、裏面使用を図る。
- ⑤裏面を使用していないコピー用紙や使用済み封筒の再利用を徹底する。
- ⑥マイカップの利用やマイボトルの持参を徹底する。
- ⑦電子による回覧や掲示板を課内等の連絡に活用する。
- ⑧関係機関への連絡は、紙文書の送付を必要最低限とする。
- ⑨各種資料の共有化を図り、個人所有の資料をなくすようにする。
- ⑩余白利用等により添書や FAX の送付状をできるだけ省略する。
- ⑪資源ごみの分別を徹底し、紙類は雑紙古紙回収袋用ストッカーを活用する。

(3)環境に配慮した物品の購入

- ①「戸田市グリーン購入基本方針」や「戸田市グリーン購入ガイドライン」を順守する。
- ②印刷物は古紙配合率の高い印刷物を発注する。
- ③使い捨て商品や過剰包装製品の購入を自粛する。

(4)職員の意識向上

- ①市の環境マネジメントシステムの理念と手順を職場に徹底する。
- ②課内で環境の保全・創出のための意見交換や情報交流を行う。
- ③環境に関する研修、講習会、ボランティア活動等への参加を奨励する。

■ 戸田市地球温暖化対策（事務事業編）～施設管理担当課の取り組むべき事項～

(1)施設・設備の新設・更新時の省エネルギー対策

ア ESCO 事業や BEMS（ビル・エネルギー・マネジメントシステム）の導入検討

イ 再生可能エネルギーや省エネルギーなどの設備・機器の導入

- ① 太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーや蓄電池の導入を検討する。
- ② 照明器具は LED 等の省エネ性能の高い機器とするとともに、用途に応じ人感センサーの導入を検討する。
- ③ 建物は自然採光を活用した設計とする。
- ④ 電気・機械設備の新設・更新にあたっては、環境負荷の低い設備や機器を導入する。
- ⑤ エアコン等については、環境負荷の低い冷媒を使用した機器への更新を検討する。

ウ その他

- ① 敷地や建物の屋上・壁面等の緑化を推進する。
- ② 雨水利用施設の導入を検討し、トイレや散水などに利用する。

(2)設備・機器ごとの運用管理による省エネルギー対策

- ① 省エネ法に規定された管理標準（エネルギー使用設備の管理要領（運転管理、計測・記録、保守・点検）を定めたマニュアル）を作成し、順守する。
- ② 照明器具は適正な時期に清掃を行って効率的に使用する。
- ③ 空調機のフィルターは定期的に掃除する。
- ④ 空調の室外機は直射日光を避けて風通しの良い場所に設置する。
- ⑤ 室温は冷房 28 度、暖房 20 度を目安に設定する。なお、新型コロナウイルス対策として、換気の悪い密閉空間をつくらないために、定期的に窓を開けるなどの換気を徹底する。
- ⑥ 空調の使用区域は利用状況に応じて調整する。
- ⑦ 水道は水圧の調整、節水器具の活用で無駄な使用を減らす。
- ⑧ トイレ洗浄水は利用状況にあわせて水量・頻度設定を行う。

(3)環境に配慮した施設管理の推進

ア 緑化の推進と環境への配慮

- ① 敷地の樹木管理や新たな植栽など、自然環境に配慮した施設景観づくりを心がける。
- ② 敷地管理の際に除草剤の使用を避ける。
- ③ 敷地内で生物が生息できる環境（生態系）への配慮を行う。
- ④ グリーンカーテンの設置により、空調負荷を軽減する。

イ 廃棄物の削減と適正処理

- ① 廃棄物の量を測定・記録し、減量に取り組む。
- ② 施設内の剪定木・落ち葉等のリサイクルを心がける。
- ③ 施設から排出・廃棄される環境汚染物質を適正に処理する。

ウ その他

- ①環境配慮を施設利用者に積極的に呼びかけ、啓発する。
- ②施設に関する法律・条例を把握し、基準を遵守する。
- ③特定規模電気事業者からの電気調達など、環境負荷の低いエネルギーの調達を検討する。

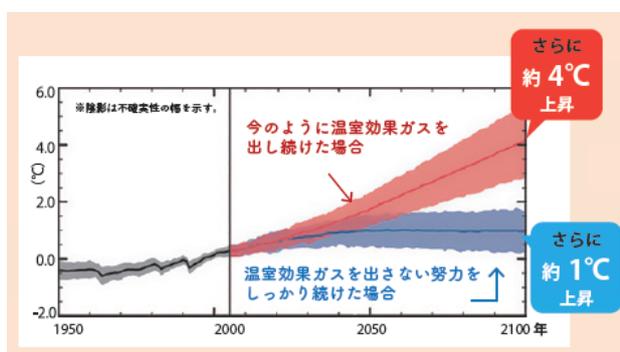
■ 気候変動の将来予測と本市の適応策の方向性

1. 気候変動の将来予測

近年、地球温暖化が要因と考えられる台風や豪雨等の気象災害が発生し、人々の暮らしに大きな影響を及ぼしています。また、熱中症などの健康被害についても影響が年々深刻化しており、既に起こりつつある被害の回避や軽減を図るための適応策の推進が求められています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書によると、追加的な緩和策を行わず、温室効果ガス濃度が最も高くなるシナリオ（RCP8.5シナリオ）の場合、21世紀末における世界平均気温は20世紀末に比べて2.6から4.8℃上昇するとされています。



出典：令和元年版 環境・循環型社会・生物多様性白書



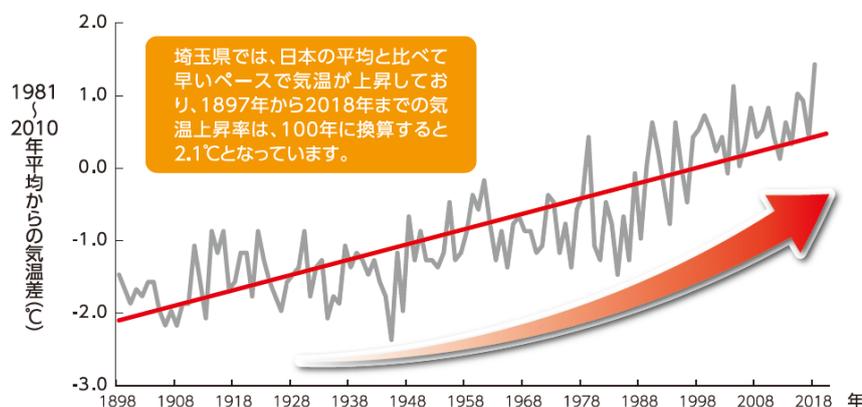
出典：気候変動適応情報プラットフォーム「気候変動への『適応』」パンフレット

2. 埼玉県の状況

埼玉県温暖化対策実行計画（第2期）によると、県では日本の平均気温と比べて早いペースで気温が上昇しており、熊谷地方気象台の1897（明治30）年から2018（平成30）年までの気温上昇率は、100年に換算すると2.12℃となっています。これは、地球温暖化による気温上昇に加え、都市化の進行に伴うヒートアイランド現象の影響によるものと考えられます。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム



出典：令和2年版埼玉県環境白書
埼玉県の平均気温の推移（熊谷地方気象台）

地球温暖化の影響により、現在までに県で起きている現象や将来の予測として、次のようなことが挙げられます。

分野	現在起きている現象	将来の予測
農業分野	<p>県は、2017（平成 29）年の農業産出額が米で全国 16 位、野菜で全国 7 位の都市近郊農業地域であり、気温上昇による農業への影響が懸念されます。</p> <p>2010（平成 22）年の夏の異常高温により、米に白未熟粒が多発するなど農作物に著しい被害が発生しました。</p> <p>また、ツマグロヒョウモンなどの南方系昆虫の害虫化や光化学オキシダントによる軟弱野菜への被害も発生しています。</p>	<p>今後、農業生産への影響の恒常化が懸念されます。また、気温上昇に伴い、水稻収量及び品質の低下や果樹の栽培適地の移動が予測されています。</p>
水環境・水資源分野、自然災害分野	<p>県内のアメダス観測所において、短時間強雨の発生回数の増加が観測されています。</p> <p>気象庁によると、今後、大雨による降水量の増加と雨が降らない日の増加が予測されています。</p>	<p>影響として、河川氾濫や土砂災害リスクの高まり、短時間強雨の増加に伴う内水による浸水被害や台風の強力化による被害の増加、拡大も懸念されます。</p> <p>一方で、雨が降らない日の増加による渇水リスクの上昇も懸念されます。</p>
自然生態系分野	<p>温暖化に伴う気温上昇等により、かつては県内にほとんど生息していなかったムラサキツバメ（蝶）などの南方系昆虫の侵入や定着が見られます。</p> <p>また近年、山間部のシカの増加に伴う植生被害も発生しています。</p>	<p>今世紀末には、県内のブナ生育適地の大幅な減少が予測されています。</p> <p>今後の更なる気温上昇に伴い、南方系の外来生物の越冬による定着が懸念されます。</p>
健康分野	<p>県の平野部は、都市化の進行によるヒートアイランド現象や、秩父山地を越えて西風が吹き下ろすことで気温が上昇するフェーン現象などにより、全国的に見ても特に夏の気温が高くなる地域となっています。</p> <p>熱中症による救急搬送者数は、最高気温が高い年ほど多くなる傾向にあります。</p> <p>記録的な猛暑となった 2018（平成 30）年には、県内の熱中症搬送者数が過去最高の 6,129 人となりました。</p>	<p>今後、温暖化により光化学反応が加速され、オキシダント濃度を増加させることが予想されます。</p> <p>また、気温上昇に伴い、熱中症搬送者数や感染症リスクの増加が懸念されます。</p>

参考：埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）を基に作成

3. 市の適応策の方向性

被害の回避や軽減を図るための適応策を強化するため、脱炭素・気候変動プロジェクトを「戸田市気候変動適応計画」に位置付け、適応策の取組を積極的に進めます。主な取組については、埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）における適応策の取組の動向等を踏まえて、次のとおりとします。

分野	主な取組
水環境・水資源分野 (渇水等の対策)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 節水対策や水利用の節減対策の推進 ・エコライフ DAY などによる節水意識の普及啓発 など
自然災害分野 (集中豪雨、内水氾濫等の対策)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 河川氾濫に備えた治水対策への取組 ・治水安全度向上のための改修 など
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 内水氾濫に備えた雨水排水対策への取組 ・雨水貯留施設の導入 ・歩道の透水性舗装 など
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時の避難体制の充実 ・気象や災害等に関する情報発信 ・自主防災会における防災士取得者の確保 ・災害時の活動拠点等に太陽光発電設備や蓄電池等を活用したエネルギーの確保 など
健康分野 (熱中症、感染症、ヒートアイランド等の対策)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 熱中症への取組 ・広報・ホームページ・防災行政無線等の活用による注意喚起 ・公共施設に「まちのクールオアシス」を設置 など
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 感染症への取組 ・広報・ホームページ等の活用による注意喚起 など
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ヒートアイランド対策 ・公共施設の緑化や既設の緑の適切な維持管理 ・民間の建物や敷地の緑化 ・緑のカーテンの普及啓発 など
市民生活・都市生活分野	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 暑熱による生活への影響への取組 ・埼玉県との連携等による打ち水や日傘の普及啓発 ・国民運動「COOL CHOICE (クールチョイス)」の推進 など

適応策を効果的に実施するには、地球温暖化の実態や将来予測など、気候変動に関する情報が不可欠です。また、気候変動は予測の変動幅が大きく一定の不確実性が伴うため、最新の情報や科学的知見の収集に努め、状況に応じた適応策の検討が重要です。そのため、本市は気候変動の影響や適応に関して情報収集・整理・分析・提供する拠点として「埼玉県気候変動適応センター」と戸田市で共同して、戸田市気候変動センターを設置し、気候変動の影響や市が実施する適応策に関する情報発信を行うなど、適応策の推進を強化します。

4. 市民に求められる行動

気温の上昇、降水量の増加、洪水、河川の流量、熱中症、感染症などに対して、次のような行動が求められます。

- ハザードマップで水害の危険を知り、天候や河川の流量に関心を持つ。
- 台風や大雨の際には、できるだけ外出を控え、冠水した道路には入らず、川や水路に近寄らない。
- 気温や湿度の高い日には、こまめに水を飲む、エアコンを使う、休養や睡眠を十分にとるなど、熱中症に注意して過ごす。
- 虫よけの薬を使う、茂みや木陰では肌を覆うなど、虫刺されを防ぐ。

パリ協定未達成ならば、年平均気温が約4.5℃上昇

文部科学省と気象庁は2020（令和2）年12月に、日本の気候変動について、今後の世界平均気温が2℃上昇するシナリオと4℃上昇するシナリオにおける将来予測を取りまとめた「日本の気候変動2020－大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書－」を公表しました。

報告書は、気候変動対策の効果的な推進に役立てることを目的としており、パリ協定の2℃目標が達成された世界（2℃の気温上昇）と、現時点を超える追加的な緩和策を取らなかった世界（4℃の気温上昇）の2つのシナリオで降水や台風などについて予測しています。21世紀末の日本は20世紀末と比べ、降雪・積雪が減少する一方、激しい雨や強い台風の割合が増加するとしています。

日本の年平均気温は、2℃上昇シナリオでは約1.4℃の上昇、4℃上昇シナリオでは約4.5℃の上昇を予測しています。また、1時間当たりの降水量が50mm以上の非常に激しい雨の発生回数は、2℃上昇シナリオで約1.6倍、4℃上昇シナリオで約2.3倍となっています。

将来予測まとめ

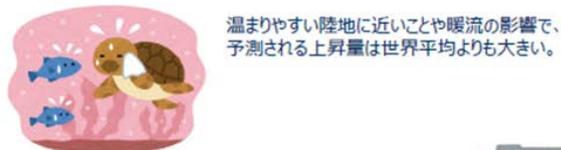
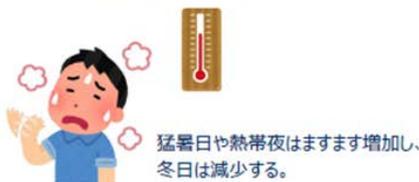


21世紀末の日本は、20世紀末と比べ...

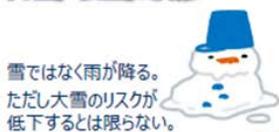
※黄色は2℃上昇シナリオ（RCP2.6）、紫色は4℃上昇シナリオ（RCP8.5）による予測

年平均気温が約1.4℃/約4.5℃上昇

海面水温が約1.14℃/約3.58℃上昇



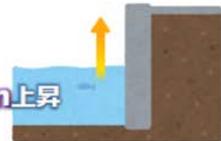
降雪・積雪は減少



激しい雨が増える

日降水量の年最大値は
約12%（約15mm）/約27%（約33mm）増加
50mm/h以上の雨の頻度は約1.6倍/約2.3倍に増加

沿岸の海面水位が
約0.39m/約0.71m上昇



3月のオホーツク海海氷面積は
約28%/約70%減少



【参考】4℃上昇シナリオ（RCP8.5）では、21世紀半ばには夏季に北極海の海水がほとんど融解すると予測されている。



強い台風の割合が増加
台風に伴う雨と風は強まる

日本南方や沖縄周辺において
世界平均と同程度の速度で
海洋酸性化が進行



※この資料において「将来予測」は、特段の説明がない限り、日本全国について、21世紀末時点の予測を20世紀末又は現在と比較したものである。

出典：「日本の気候変動2020」（文部科学省・気象庁）

脱炭素社会に求められる水素エネルギーの活用

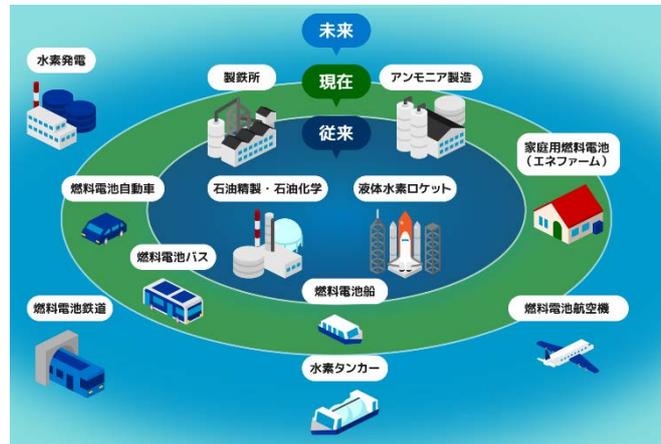
二酸化炭素（CO₂）を排出しない脱炭素社会には、クリーンなエネルギーへの変革が必要不可欠です。様々なエネルギーの中で、水素を利用することは、有力な温暖化対策の一つとして注目されており、国内外で導入が進められています。水素をエネルギーとして利用することは、次の点などから有効であるとされています。

■ 環境負荷の低減

水素は利用時にCO₂を排出しないため、環境負荷を低減できます。再生可能エネルギーからつくる水素は、さらにCO₂削減効果が期待できます。

■ 災害時におけるエネルギー供給

災害時に既存の電力インフラが止まった場合でも、あらかじめ水素を貯蔵しておくことで、燃料電池等を通してエネルギーを供給できます。



出典：環境省ホームページ
「低炭素水素サプライチェーン・プラットフォーム」

■ 電気と熱の2つのエネルギーの供給

水素は燃料電池を通して電気エネルギーだけでなく熱エネルギーも供給できるため、エネルギーの有効利用が可能です。この特性を活用したのが、家庭用燃料電池（エネファーム）で、発電時の排熱から熱を利用してお湯を作り、省エネに貢献しています。

市では水素エネルギーに関する取組として、家庭用燃料電池（エネファーム）の設置や燃料電池自動車（FCV）の導入に対し、補助制度を実施しています。燃料電池自動車（FCV）の普及のためには、自動車に水素を供給する「水素ステーション」が必要です。埼玉県には、10カ所の商用水素ステーションが設置されており、市内にも1カ所あります。

国が目指す脱炭素社会の実現に向けて市の取組を推進するためにも、今後は水素エネルギーの更なる利活用等についての手法を検討します。

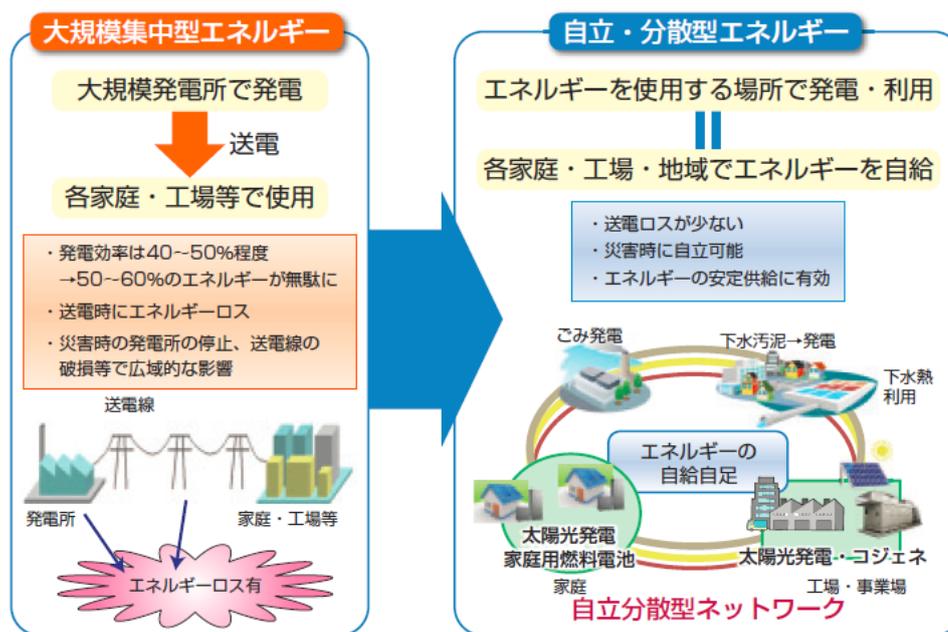


「イワタニ水素ステーション埼玉戸田（新曽 2323）」
出典：一般社団法人次世代自動車振興センターホームページ

エネルギーの低炭素化と災害時の備えを確保する 自立・分散型エネルギー

近年、地球温暖化による気候変動が深刻化し、豪雨・台風等の気象災害が市民生活に大きな影響を及ぼしています。地球温暖化防止のためには、その要因であるCO₂等の温室効果ガスの排出を削減することはもちろん重要ですが、同時に、災害時のエネルギーの確保等の備えも重要です。太陽光発電システムや蓄電池等の設備導入が進むと、平時のエネルギーの低炭素化を実現するだけでなく、災害などにより停電が生じた場合にエネルギーが確保できます。このことから再生可能エネルギー・蓄エネルギーシステム等の普及拡大が望まれるところです。

また、発電所でつくられた電力が家庭や事業所に届くまでに、50～60%のロスが生じるといわれています。エネルギーのロスをなくすとともに、災害時等のエネルギー確保のために、地域のエネルギーは地域でつくる自立・分散型エネルギーシステムの構築を強化していくことが不可欠です。



出典：平成 26 年度埼玉県環境白書

市では、市民・事業者への支援として、太陽光発電システムや蓄電池等の環境配慮型システム等を設置する場合に補助金制度を実施しています。

今後は災害時の活動拠点等に新規の自立・分散型エネルギーシステムの設置を検討し、市域のエネルギー対策と災害への備えを強化します。

脱炭素社会の実現に向けて –グリーン成長戦略–

企業や家庭から出る二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスを減らし、森林による吸収分などと相殺して実質的な排出量をゼロにする「カーボンニュートラル」を2050年までに達成するため、政府は2020（令和2）年12月に「グリーン成長戦略」をまとめました。

2030年代半ばまでに、軽自動車を含む新車販売を全て電動車にするなどして、温室効果ガスの排出量を削減する計画です。温室効果ガス排出に価格をつけることで、排出削減や低炭素技術への投資を促進する「カーボンプライシング」も検討されます。排出量の多い発電部門では、洋上風力などの再生可能エネルギーや水素・アンモニアの利用を拡大します。CO₂を地下に埋めたり再利用したりする「CCUS（CO₂の回収・利用・貯留）」と呼ばれる技術を組み合わせ、液化天然ガス（LNG）などの火力発電も一定割合で使い続けていきます。

○ カーボンニュートラル実現への主な政府戦略

洋上風力	2040年までに最大4500万キロワット
水素	2050年に消費量2000万トン程度
自動車	2030年代半ばまでに乗用車の新車販売を電動車に
船舶	2050年までに水素などの代替燃料に転換
住宅	2030（令和12）年までに新築平均で排出量ゼロ

参考：日本経済新聞 2021（令和3）年1月1日を基に作成

○ 脱炭素社会に向けた日本の重点領域

	期待される技術革新
洋上風力発電	・地形や風量などに応じた多様な設備を実現
蓄電池	・大容量の電源として、工場や家庭向けなどで活用 ・リサイクル
水素	・火力発電への活用 ・次世代航空機の燃料に利用
送電網	・天候に左右される再生可能エネルギーの電力を安定して供給
CO ₂ 除去技術	・火力発電から排出されるCO ₂ の回収や貯留

出典：読売新聞 2020（令和2）年12月9日

脱炭素社会につながる技術を普及させる上で最大の壁はコストです。再生可能エネルギーの導入拡大に「固定価格買取制度」が一定の役割を果たしたように、経済的に採算がとれるようになるまでは、それを後押しする仕組みの検討も必要です。

2050年脱炭素社会の実現には、地域社会や産業のあり方自体も大きな変革が求められることとなります。新型コロナからの経済復興において、気候変動対策などを経済成長にも結びつける「グリーンリカバリー」の考え方が世界的に広がりつつあります。これは、コロナ禍により多くの雇用が奪われた中で、単に既存の産業を守り、元に戻す施策ではなく、再生可能エネルギーなどの環境分野、災害や感染症に対して強靱な社会形成につながる分野を重視し、そこに新たな雇用や産業を生み出すよう後押しする復興政策といえるものです。

新型コロナ収束後の経済回復過程で温室効果ガスの排出量が無秩序に増えることが懸念されています。技術革新を加速しつつ、その成果を待つだけでなく、脱炭素社会の実現に向けて、あらゆる部門で必要な変革を進めていくことが求められています。

○ 新型コロナウイルスがもたらす社会変化

デジタル化	<p>◎非接触・オンライン化やデータ連携などの進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化によってあらゆる分野の連携が容易となる。 ・その反面、デジタル化が進むことによって、デジタル関連の消費電力が増加し、CO₂の排出が増えることが予想される。 ・CO₂削減の観点から、電気機器や通信ネットワークにおいて、さらなる省エネルギー化や再生可能エネルギーの利活用等の促進が重要となる。
グリーン化	<p>◎経済復興としてのグリーンリカバリーの進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、成長の機会と捉える時代に突入する。 ・これまでも個別分野ごとのエネルギー使用の合理化が図られてきたが、更なる合理化のためには、分野を横断した全体最適化がより一層重要となる。

「彩の国ふるさとでんき」の創設（埼玉県）

2020（令和2）年8月に、埼玉県と東京電力エナジーパートナー株式会社（TEPCO）は、県の下水処理場や家庭に設置した太陽光発電の電気を県内企業に優先的に提供する協定を結びました。

地球温暖化が進む中、環境対策に積極的に取り組む県内企業に、県内で生まれる再生可能エネルギーを提供することにより、県内企業の環境活動を支援するもので、「彩の国ふるさとでんき」と銘打ち、賛同する企業を募集しています。

太陽光や風力などの再生可能エネルギーによる電気は、使う時に石炭火力などの電気と一緒に、エネルギーとしての価値は同じですが、発電時に二酸化炭素（CO₂）を排出しない「環境価値」を有する点が石炭などの化石燃料とは異なります。

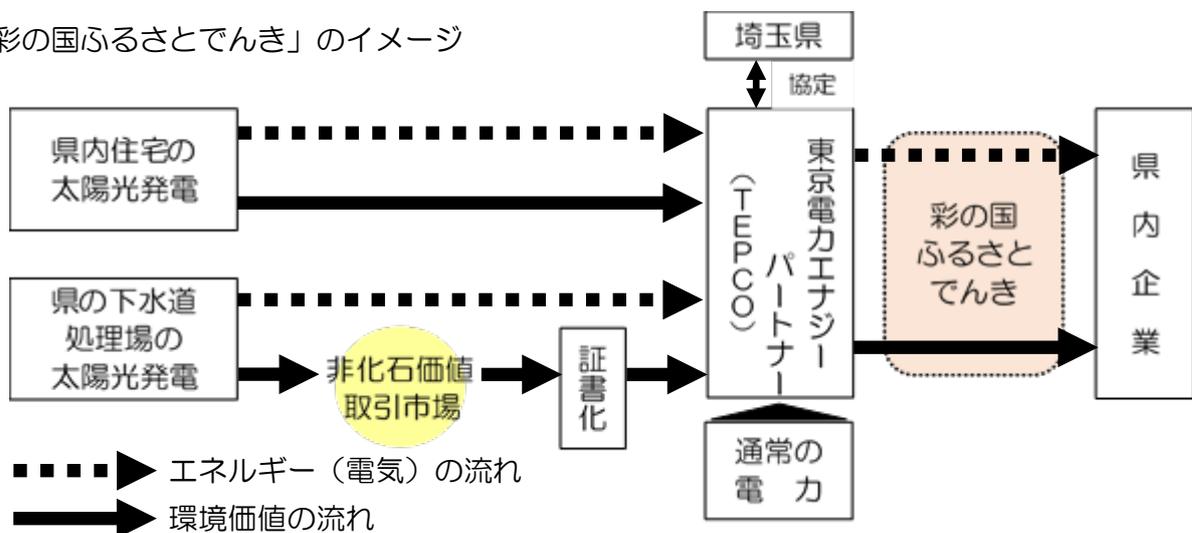
この環境価値は、化石燃料を使わず発電したことを示す第三者機関の証書を通して「非化石価値取引市場」などで取引できます。一定規模以上の企業は温室効果ガスの排出量を国に報告するよう義務づけられており、証書付きの電力を買えば、その電力量分のCO₂排出がゼロとみなされます。

彩の国ふるさとでんきの具体的なメニューは、以下の2つです。

- ① 住宅用太陽光発電の固定価格買取制度の買取期間が満了した県内の住宅用太陽光発電で発電した環境価値を含む電力を、県内企業に提供するメニュー
- ② 県の下水道局の太陽光発電（FIT（固定価格買取制度）発電）を始めとした環境価値を「トラッキング付FIT非化石証書」（資源エネルギー庁が実施する固定価格買取制度の再生可能エネルギーに電源種や設備の所在地など属性情報を付与した非化石証書を販売するもの）として活用した電力メニュー

県は、彩の国ふるさとでんきの提供先の県内企業を「埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度」によりPRするなど、SDGsを通じた地球温暖化対策や再生可能エネルギーの環境価値の地産地消を推進していくことにしています。

「彩の国ふるさとでんき」のイメージ



参考：朝日新聞 2020（令和2）年9月12日を基に作成

(2) 身近なエコ・資源循環推進プロジェクト

資源循環を中心に、環境に配慮したライフスタイルの普及に向けて、多くの人々が日常的に取り組みやすい行動や日常生活に密接に関連する取組を推進します。本プロジェクトでは、節電・省エネルギー行動を始め、3R（リデュース・リユース・リサイクル）、食品ロスや廃プラスチック問題、環境美化に関することなどを取り上げています。

「環境は足元から」を合言葉に、日常生活の中で無理なく楽しんでできることから始め、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たし、環境負荷の少ない循環型社会の実現を目指しましょう。



出典：令和2年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

■ 身近なエコ・資源循環推進プロジェクトの市の取組と市民・事業者の役割

※新規の取組（前計画には記載のない取組）は【新規】としております。また、文末に

プロジェクトの柱	市の主な取組
<p>(2)-① 身近なエコ活動の推進</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><関連する主な基本施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ●省エネルギーの推進 ●低炭素都市づくり ●気候変動がもたらす気象災害への対応 ●3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 ●家庭における緑化の促進 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国民運動「COOL CHOICE」を推進します。【新規】 ◆ 緑のカーテンの普及啓発を行います。【解説】 ◆ 自動車利用の自粛やエコドライブの普及啓発を行います。 ◆ フードマイレージに関する啓発や取組を行います。【解説】 ◆ 水の利用についての普及啓発を行います。 ◆ 地球にやさしい製品やグリーン購入の実践・普及啓発を行います。
<p>(2)-② 資源循環の推進による環境負荷の低減</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><関連する主な基本施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ●3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 ●廃プラスチック問題への取組の推進 ●食品ロス問題への取組の推進 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみ出しと分別の適正化を図ります。 ◆ 市内在住の外国人の方に向けて、ごみ集積所の看板やごみの出し方マニュアルの外国語版を作成し、ごみの分別や排出マナーの向上を図ります。 ◆ 事業系ごみの適正処理を促します。 ◆ 資源回収や再生品の利用を促進します。【解説】 ◆ ごみの減量によりメタンや一酸化二窒素の削減を図ります。 ◆ 機器の適切な廃棄・回収等の啓発により代替フロン類の削減を図ります。 ◆ 生ごみの資源化を推進します。【解説】 ◆ 廃プラスチック問題に関する取組を推進します。【新規】 ◆ 食品ロス問題に関する取組を推進します。【一部新規・解説】 ◆ 蕨戸田衛生センターにおいて安定したごみ処理を継続するとともに、施設の老朽化を踏まえて、建て替えや大規模改修、防災・災害対策を含めた今後のあり方について検討します。
<p>(2)-③ 環境美化の推進</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><関連する主な基本施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ●適正・円滑なごみ処理の推進 ●ごみ出しの適正化、不法投棄等の防止 ●美化活動と環境マナー普及の推進 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 美化活動と環境マナーの普及を行います。【解説】 ◆ パトロール等の監視体制を強化して、不法投棄の早期発見と未然防止に努めます。 ◆ 放置自転車対策を推進します。

【解説】と記載している施策は、次ページに詳細を記載しています。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 国民運動「COOL CHOICE」への関心を持ち、日常生活でできることを実践します。 ◇ 緑のカーテンを活用します。 ◇ 自動車の利用をなるべく控え、運転する際にはエコドライブを心がけます。 ◇ 食品購入の際には、埼玉県産の農産物を選択します。 ◇ 節水を心がけます。 ◇ 環境に配慮した製品やサービスに関心を持ち、選択します。 ◇ 宅配の受取にあたっては、繰り返し配達を行わせることがないように努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> • 国民運動「COOL CHOICE」への関心を持ち、事業活動において実践します。 • 緑のカーテンを活用します。 • 自動車の利用をなるべく控え、運転する際にはエコドライブを心がけます。 • 埼玉県産の農産物に関心を持ち、事業活動に取り入れます。 • 節水を心がけます。 • 環境に配慮した製品やサービスを選択・提供します。 • 宅配ボックスの整備等を通じた、駅やコンビニ等での受取方法の多様化を促進し、再配達削減を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ◇ ごみ出しのルールを守り、分別を正しく行います。 ◇ 中古品・再生品を積極的に利用します。 ◇ 代替フロン類が使用されている家電を廃棄する際は、購入店か県の登録業者に依頼し適切に処理します。 ◇ 生ごみを自家処理し、資源化を実践します。 ◇ プラスチックごみ問題の現状を知り、プラスチックごみを減らすように努めます。 ◇ プラスチック製容器包装の分別を適切に行い、資源の適切な回収につなげます。 ◇ マイバッグ・マイボトルを持参します。 ◇ 食品ロス問題の現状を知り、食品ロスを減らすように努めます。 ◇ 食品を無駄に買わないよう心がけ、買ったものは使い切ります。 	<ul style="list-style-type: none"> • 資源の分別や回収ルールの徹底など、廃棄物処理を正しく行います。 • 再生資源利用製品について関心を持ち、事業活動へ取り入れます。 • 代替フロン類が使用されている機器の点検・管理による漏えい防止に努め、廃棄の際には適切な回収・処理を行います。 • 事業活動において発生する生ごみの資源化や適正処理を行います。 • プラスチック製容器包装の削減に向けて取り組みます。 • バイオプラスチックなどの代替素材に関心を持ち、事業活動へ取り入れます。 • 食品廃棄物の削減に向けて取り組みます。 • フードバンクなどの食品有効利用に向けた取組を進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ◇ ごみのポイ捨てや不法投棄をせず、環境美化に努めます。 ◇ たばこの吸い殻は灰皿などの適切な場所へ処理します。 ◇ ペットの糞は持ち帰ります。 ◇ 自転車は決まった駐輪場所に停めるなど、自転車利用のルールを守ります。 ◇ 地域の清掃活動などに関心を持ち、積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> • 清掃活動の実施など、敷地周辺の環境美化に努めます。 • 事業活動において発生したごみは、処理業者、処分ルート、処理方法などについて責任をもって把握し、不法投棄や不適正処理を防止します。 • 敷地周辺における駐輪対策を徹底します。

■身近なエコ・資源循環推進プロジェクトにおける主な取組を紹介します

ゴーヤ苗の配布（緑のカーテン）

夏季の空調利用を抑制し、二酸化炭素排出量を抑えることを目的として、緑のカーテンとなるゴーヤ苗を市民、町会会館、公共施設等に配布します。緑のカーテンは直射日光を遮るだけでなく、地面からの熱も吸収するため、冷房の消費電力を抑えることができます。

フードマイレージ

食料が消費者に届くまでの輸送距離を表すもので、輸送量と輸送距離から算出されます。なるべく近場から食料を仕入れることで、食料輸送に伴う環境負荷（エネルギー使用量や二酸化炭素排出量）が軽減されるため、地元産の食料を地元で消費する「地産地消」の実践が重要です。市の業務においても地産地消を実践し、環境負荷への軽減を図ります。

不用品登録事業

ごみの排出量の削減や資源の有効活用を目的として、市民の皆さまによる不用品の譲渡事業を実施しています。家庭にある、もう使わないけれどそのまま捨てるにはもったいないものをご登録いただき、ご活用ください。

生ごみ処理機導入補助制度

家庭から排出される生ごみの減量化を促進し、肥料等にリサイクルが可能な生ごみ処理機を購入する方に補助金を交付します。

食品ロスへの取組【一部新規】

市では埼玉県「食べきり SaiTaMa 大作戦」や食事会等の食べ残しを防ぐための「食べきりタイム」の実践を推奨しています。

今後は、国や県の取組と連携し、食品ロス削減に向けた啓発を進めるとともに、環境に配慮した食育を推進することにより、食品全体の廃棄量の削減に取り組んでいきます。

ポイ捨てや歩行喫煙に関する取組

市では、ポイ捨て・飼い犬のふん放置・歩行喫煙の防止を目的とした「戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例」に基づき、環境美化の取組を推進しています。

特に、人の往来が多い駅前の喫煙制限区域では、喫煙行為による危険を防止し喫煙しない方の健康にも配慮するため、巡回啓発員の配置や街頭キャンペーン、指導などを経て最終的に過料を科すなど、路上喫煙対策を強化しています。

■ プロジェクトの進捗度合を管理する代表的な指標

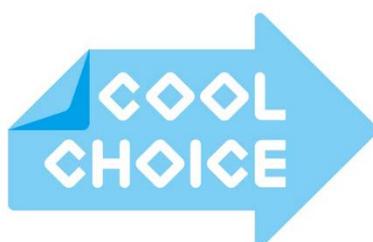
項目	基準 (年度)	目標年度	
		2025(令和7)年度	2030(令和12)年度
国民運動「COOL CHOICE」の啓発回数	新規事業	2回以上	2回以上
市内から出たごみの1人1日あたりの排出量	895g (2019(令和元))	680g	※1 (2027(令和9) : 661g)
市内で排出された一般廃棄物のリサイクル率	18.1% (2018(平成30))	23.5%	※1 (2027(令和9) : 25%)
530 運動におけるごみの回収量	16,460 kg (2018(平成30))	16,460 kg以下	※2
市内で発生した不法投棄の件数	1,298 件 (2019(令和元))	1,298 件以下	※2

※1 「市内から出たごみの1人1日あたりの排出量」と「市内で排出された一般廃棄物のリサイクル率」については、関連計画のごみ処理基本計画の最終目標が2027(令和9)年度であるため、2030(令和12)年度値については新たに目標設定を行う際に検討します。

※2 「530 運動におけるごみの回収量」と「市内で発生した不法投棄の件数」の2030(令和12)年度目標値については、戸田市第5次総合振興計画の後期の目標設定時に設定を行います。

Topic

クール チョイス COOL CHOICE (賢い選択) について



未来の
ために、
いま選ぼう。

「COOL CHOICE (クールチョイス)」とは、国が推奨する「地球温暖化対策に資する『賢い選択』をしていこう」という取組のことです。2030(令和12)年度に温室効果ガスの排出量を2013(平成25)年度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買い替え・サービスの利用・ライフスタイルの選択などの「賢い選択」をしていくことを推進しています。戸田市もこの取組に賛同しています。

日常生活でできる「COOL CHOICE（クールチョイス）」



環境保全のため、誰もが日々実践できる例を紹介します。子どもから大人まで、家庭でも職場でも、できることからエコを習慣にしませんか。

<省エネ>

- 人のいないところは消灯、見ていないテレビは消す、保温ポットや保温ジャーのつけっぱなしはしないなど、こまめな節電を心がけよう。
- 冷暖房は健康を害さない程度に節約しよう。条件によってはつけっぱなしのほうが節電になる場合もあるのでメーカーの取扱説明書を調べてみよう。
- 冷蔵庫は、壁との間に隙間を確保し、中は詰め込みすぎないで、開ける時間は短くしよう。

<ライフスタイル>

- 食材はできるだけ無駄のないように買う・使うことを心がけよう。
- 宅配便はできるだけ1回で受け取ろう。
- 外出時には、ポイ捨てしない、ペットの糞を放置しない、自分のごみは持ち帰ろう。
- 小さくてもいいので緑を育ててみよう。夏なら緑のカーテンで涼しくなろう。
- 空調の過度な使用を防ぐため、クールビズやウォームビズを実践しよう。



1回で受け取りませんか

<移動>

- 外出はできるだけ車ではなくバスや鉄道を使おう。近くなら車は使わず歩くか自転車を利用すれば、健康づくりにもなるよ。
- 車の運転では、低燃費で安全を考えたエコドライブを心がけよう。

- ① 自分の燃費を把握しよう
- ② ふんわりアクセル「eスタート」
- ③ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ④ 減速時は早めにアクセルを離そう
- ⑤ エアコンの使用は適切に
- ⑥ ムダなアイドリングはやめよう
- ⑦ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑧ タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨ 不要な荷物はおろそう
- ⑩ 走行の妨げとなる駐車はやめよう



出典：経済産業省ホームページ「エコドライブ10のすすめ」

<資源・ごみの削減>

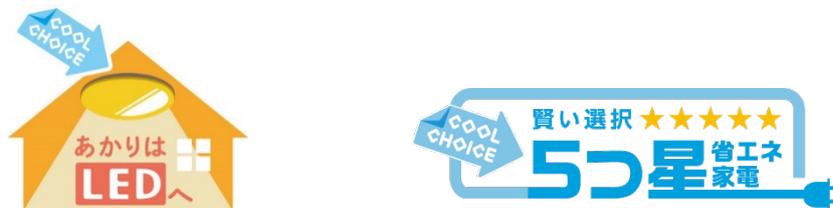
- 食器や調理用具の汚れは不用な布や紙でふき取ってから洗おう。
- ごみ出し・分別のルールを正しく理解して、ちゃんと守ろう。
- 捨てる衣類は掃除に使うなど、できるだけ使いまわしをしてから捨てよう。まだ使えるようなものなら、ネットオークションに出品したり買取店に売るとなおいね。

脱炭素社会づくりに貢献する製品で COOL CHOICE（クールチョイス）



「COOL CHOICE」（クールチョイス）のうち、ここでは製品のチョイスについて紹介します。

まず、比較的取り組みやすいのは「省エネ家電に買い替える」です。特に照明をLEDなど高効率のものに換えると、ひとつひとつは小さくても数が多いため、全体として大きな節電効果が期待できます。また、冷蔵庫やエアコンは10年を目安に、統一省エネルギーラベルの星の数の多いものへの買い替えが望ましいとされています。



次に、家電の買い替えよりも大きな取組になりますが「省エネ住宅に変える」が特に有効です。断熱リフォームや省エネ建材の導入、省エネ・節水型の水回り設備の導入、新築であればエネルギー性能の高い住宅設計などです。さらに理想の住宅として「年間で使うエネルギー量が正味でおおむねゼロ以下」となるZEH（ゼッチ、Net Zero Energy Houseの略称）を推奨しています。



マイカーを持つ場合は「エコカーに買い替える」ことが望まれます。中でも、電気自動車や燃料電池自動車は走行時に二酸化炭素（CO₂）を排出しないため、地球にやさしい自動車とされています。

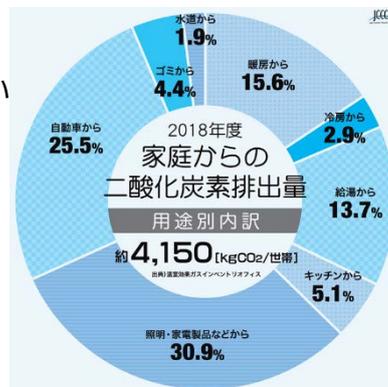


また、マイカーを持たずにカーシェアリングを活用すれば、自動車の無駄な利用が減り、CO₂の削減につながります。

家の中の省エネ効果

家庭からの二酸化炭素排出量は、照明・家電製品などからが最も多く、2番目が自動車から、次いで冷暖房と給湯となっています。

照明・家電製品の省エネ化は年々進んでおり、省エネ型への買い替えが、こまめな節電と併せて、容易で効果的な取組となっています。



出典：温室効果ガスインベントリオフィス
 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
 (<http://www.jccca.org/>) より

「2020年度版スマートライフおすすめBOOK」（一般財団法人家電製品協会）には、家電の省エネのデータや正しい方法、手順などが詳しく紹介されています。同協会のWEBサイトからダウンロードして、活用してみてください。

省エネ効果の例

機器	方法	年間消費電力量の省エネ効果
冷蔵庫（401～450Lクラス）	2009（平成21）年型から2019（令和元）年型に	約40%～47%削減
40V型液晶テレビ		約42%削減
エアコン		約17%削減
温水洗浄便座		約19%削減
白熱電球	電球型LEDランプに	約86%削減
蛍光灯シーリングライト	LEDシーリングライトに	約50%削減

参考：一般財団法人家電製品協会「2020年度版スマートライフおすすめBOOK」を基に作成

自動車についても、近年は燃費性能の向上が著しく、買い替え時にエコカーを選ぶことで省エネ効果が望めます。

冷暖房の省エネについては、前述の省エネ住宅と、省エネ型冷暖房機器によって大きな改善が望めます。

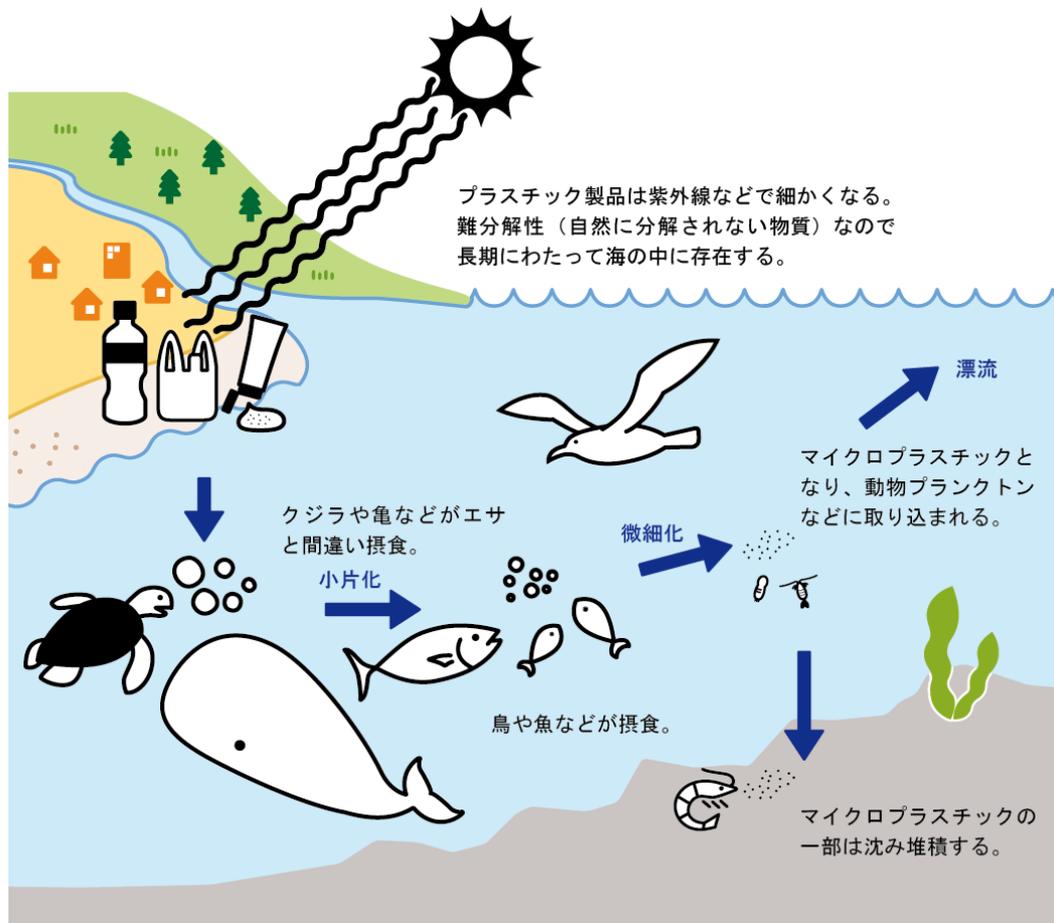
給湯については、入浴や食器洗いで節水とともに、節水シャワーヘッドへの交換が簡単で大きな効果が期待できます。また、高効率給湯器への切り替えも検討してみてください。

プラスチックごみ問題の解決に向けて ～「プラスチック・スマート」を広げよう～

ポイ捨てなどにより、回収されずに河川などを通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」が日々発生し、海岸や海底を汚すだけでなく、ごみによる動物への被害も多く確認されています。世界全体で日々大量に発生する「海洋プラスチックごみ」は長期にわたり海に残存し、このままでは2050年までに魚の重量を上回ることが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。

近年は特に、大きさが数マイクロメートルから5ミリメートル程度のごく小さなプラスチックのかけらである「マイクロプラスチック」への関心が高まっています。マイクロプラスチックは、有害物質を取り込みやすく、それを食べた魚の体内に有害物質が蓄積され、生態系に及ぼす影響が懸念されています。

※1ミリメートル=1,000マイクロメートル



出典：環境省 海洋ごみ学習用教材



出典：環境省 プラスチック・スマート WEB サイト

海洋プラスチックごみの問題を解決するには、市民・事業者・市のあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組を行い、プラスチックと賢く付き合っていくことが重要です。

環境省では、そうした取組を応援し、さらに広げていくため「プラスチック・スマート」キャンペーンを実施しています。同 WEB サイトでは様々な取組事例が紹介されていますので、それらも参考にして、できることから取り組んでみてください。

まずは、プラスチックを自然環境へ排出しないようにすることと、海岸清掃などによって海洋ごみを回収することが必要です。さらには、微生物により分解される生分解性プラスチックなどの開発を進めて、今のプラスチックを代替していくことが望まれます。

【市民の行動例】

- ごみ出しの分別をきちんと行う、スーパーなどの資源回収を利用する。
- ポイ捨てをしない、外出時にはごみを持ち帰る。
- 清掃活動のボランティアやごみ拾いイベントに参加する。
- マイバッグやマイボトルを使い、ワンウェイ（使い捨て）のプラスチックの使用を控える。
- 従来のプラスチックに替えて紙や生分解性プラスチックなどを使った製品を選ぶ。

【事業者の行動例】

- 事業所内でプラスチックの分別を行う。
- 消費者からプラスチック製容器包装や製品を回収する。
- 再生プラスチック材を活用した製品やサービスを展開する。
- 輸送資材・梱包材などについて、繰り返し使う製品や、プラスチック代替材（木材、紙、生分解性プラスチックなど）を使った製品を利用する。

レジ袋の有料化をきっかけに、プラスチックごみ問題を考えてみよう

2020（令和2）年7月にプラスチック製レジ袋の有料化が全国で義務づけられましたが、レジ袋のプラスチックごみ全体に占める割合はわずか2%程度です。

プラスチック製の容器や包装の使用を抑えなければ、プラスチックごみの削減は見込めません。しかしながら、コロナ禍の生活がプラスチックごみの増大に拍車をかけています。外食を控えて宅配を頼んだり、自宅で調理したことで、家庭から出る弁当容器や食材トレーなどが増えているようです。

プラスチック製品は安価かつ衛生的で、利便性が高く、私たちの生活にくまなく浸透し、最後にごみとして捨てられています。しかし、石油原料のプラスチックごみを燃やせば、大量の二酸化炭素を排出して地球温暖化を加速しかねません。また、不燃ごみとして埋め立てるスペースには限りがあり、周辺環境に負荷をかけます。このままでは資源保護や環境への負荷低減を図ることが難しい状況にあります。

レジ袋の有料化を機に、プラスチックごみに対する社会の意識を高め、確実なごみの減量につなげていくことが大切です。また、企業は過剰包装や販売方法を見直し、プラスチックの使用量を減らしたり、リサイクルしたりする取組を一層進めていくことが求められています。

◆ 有料化義務づけの対象となるレジ袋と対象外の袋

対象となる袋	・ 商品を運ぶ持ち手のついたプラスチック製の袋
対象とならない袋	・ 0.05ミリ以上の厚さがあるプラスチック製の袋 ・ 植物由来のバイオマス素材の配合率が25%以上の袋 ・ 海で分解される生分解性プラスチックの袋 ・ スーパーで生鮮食品や総菜を入れる袋

出典：読売新聞 2020（令和2）年6月29日

ごみの量は、市民生活や企業活動を示す1つの指標であることから、今後も事態の推移を注視していく必要があります。

なお、今後のプラスチック資源循環施策として、次の事項が挙げられます。

- ① 過剰な使用の削減や素材の代替を進めることによる排出抑制（リデュース）の徹底
- ② 再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）が可能な環境配慮設計の促進
- ③ 容器包装と製品を市町村がプラスチック資源として分別回収することや、事業者による回収量の向上など、質と量の両面からの回収リサイクルの拡大と高度化
- ④ 再生素材やバイオプラスチックなど代替素材の利用の促進

食品ロスを減らそう

「食品（フード）ロス」とは、食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本の食品ロス量は、年間600万トンを超え、毎日、10トントラックで約1,700台分の食品を廃棄しています。また、1人あたりに換算すると、食品ロスの量は1年で約48キログラムであり、これは私たち一人ひとりが、毎日お茶碗一杯分のご飯を捨てているのと同じ量に相当します。

食品ロスを削減していくためには、「これならできそう」と思える活動を継続していくことが重要となります。

お買物編

- 1 買物前に、食材をチェック**

買物前に、冷蔵庫や食品庫にある食材を確認する

▶ スマホや携帯・スマホで撮影し、買物時の参考にす。


- 2 必要なだけ買う**

使う分・食べきれぬ量だけ買う

▶ まとめ買いを避け、必要な分だけ買って、食べる


- 3 期限表示を知って、賢く買う**

利用予定と照らし、期限表示を確認する

▶ すぐ使う食品は、棚の手前から取る



ご家庭編

- 1 適切に保存する**

▶ 食品に記載された保存方法に従って保存する

▶ 野菜は、冷凍・茹でるなどの下処理をして、ストックする


- 2 食材を上手に使いきる**

▶ 残っている食材から使う

▶ 作り過ぎて残った料理は、リメイクレシピなどで工夫する


- クックパッド消費者庁のキッチンリメイクや食材を使いきるレシピを参考にしてみましょう。詳しくはQRコードへ


- 3 食べきれぬ量を作る**

▶ 体調や健康、家族の予定も配慮する



食品ロスを減らしましょう

あなたも1日でお茶碗約1杯分の食べものを無駄にしているかも?!



つながります

「食品ロスの削減の推進に関する法律」
(令和元年10月1日施行)

本法は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

目 本では、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる「食品ロス」が年間600万トン以上発生しています。

食 品ロスの約半分は、家庭から発生。家庭の食品ロスを計量し、記録するだけで、気付きが得られます。まずは一週間、記録してみましょう。記録様式はこちら。





出典：消費者庁「食品ロス削減：啓発用三角柱（買物編・家庭編）（令和2年3月版）」

食品ロス削減に向けて、市民・事業者・市の各主体が、その重要性を理解し、無理することなく、自然にライフスタイルや事業活動を変えていく必要があります。市は、市民・事業者に対する普及啓発や情報提供の強化を図り、家庭や事業所から排出される未利用食品、過剰除去、食べ残しなどの食品ロスの削減を促進していきます。

また、国は、「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」を2019（令和元）年10月に施行し、同法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を2020（令和2）年3月に閣議決定しました。市町村は、食品ロス削減推進計画を策定することが努力義務となっています。

戸田市では、国・県の方針はもちろんのこと、ごみ処理基本計画や戸田市食育推進計画などとも整合性を図りながら、今後、食品ロス削減推進計画を策定する予定です。

なお、国は、「第四次循環型社会形成推進基本計画」や「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において、「2000（平成12）年度比で2030（令和12）年度までに食品ロス量を半減させる」を削減目標に設定しています。

食品ロス削減に向けて、それぞれが無理することなくできる取組を示します。

① 市民の取組

○ 情報収集・学習	<ul style="list-style-type: none"> ・日本や世界の食料事情など、食品ロスを巡る状況を学習する。 ・食品ロスに関する講習会や料理教室などに参加する。
○ 食品の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・賞味期限や消費期限※の正しい知識を持つ。 ・買物は賞味期限の近いものから購入する（手前取り）。 ・買物の前には、冷蔵庫内をチェックするなど、計画的に必要な分だけ買物をする。
○ 食品の保存	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に冷蔵庫内を確認し、適切な保存と食材を使い切るよう心がける。 ・災害時用食料の備蓄については、「ローリングストック法※」を実践する。 ・どうしても使い切れない食品は <u>フードドライブ※</u> を活用する。
○ 調理	<ul style="list-style-type: none"> ・使いかけの食材から使っていく。 ・体調や健康、家族の予定に配慮して、食べる分だけつくるよう心がける。 ・残ったものはリメイクレシピを活用し食べきる工夫をする。 ・野菜の皮などは必要以上に捨てないようにし、食べられる部分はできる限り無駄にしないように調理する。
○ 食事・外食	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ物への感謝の気持ちを忘れずに、食べられる量だけ取り分け、残さず食べる。 ・外食時は食べられる量だけを注文する。 ・外食する際は、「彩の国エコぐるめ協力店」を積極的に利用する。 ・料理が残ってしまった場合、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。 ・宴会では <u>3010運動※</u> を実践する。

※ 消費期限と賞味期限

消費期限のついた食品は、期限が過ぎたら食べないほうがよいとされています。賞味期限のついた食品は、期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではなく、見た目やにおい、味などをチェックすることが大切です。

※ ローリングストック法

買い置きしてある備蓄用の食品・加工品を普段から活用し、使ったらその分だけ買い足す方法のことです。

※ フードドライブ

家庭で余っている食品を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付するボランティア活動のことです。

※ 3010（さんまるいちまる）運動

宴会時などにおける食べ残しを減らすためのキャンペーンで、開始の30分、最後の10分は皆で料理をしっかり食べきる時間を設けることです。

② 事業者の取組

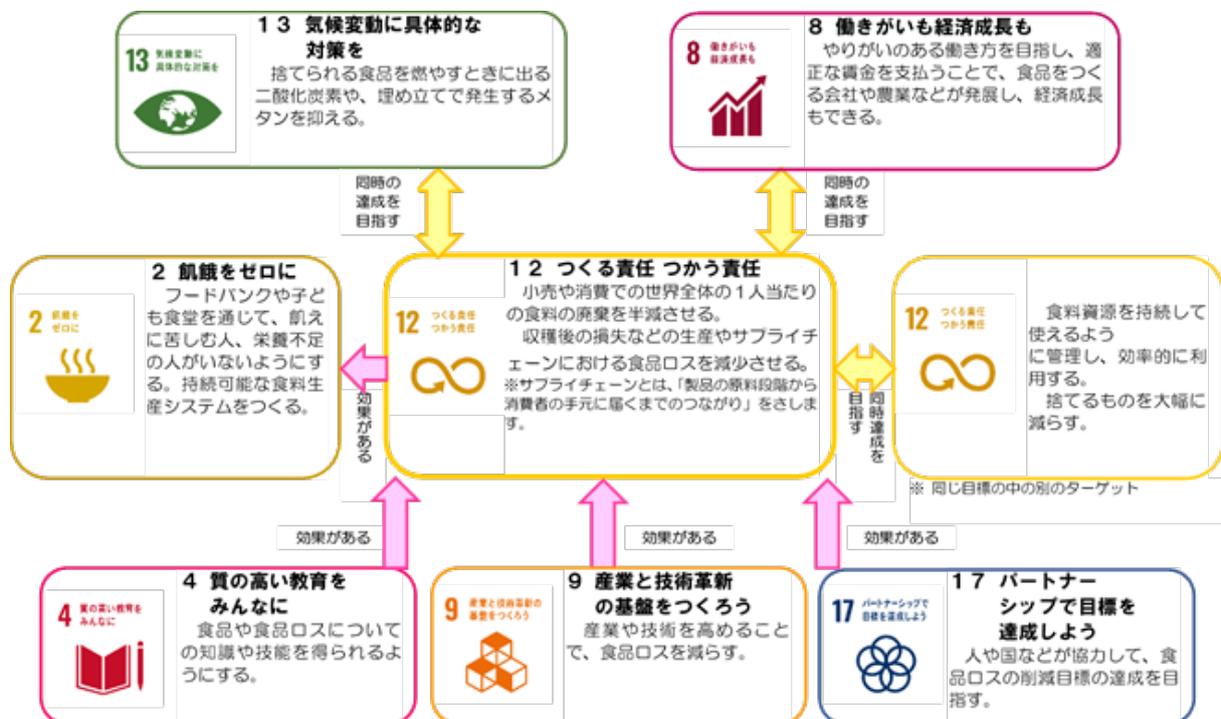
- ・賞味期限や消費期限が近いものは、消費者がお得感をもって購入してもらうための工夫をする。
- ・高齢者や単身世帯の増加に対応するため、小分け商品を採用する。
- ・食料品の量り売りやばら売りなど、顧客の要望に沿った量での販売を心がける。
- ・小盛り、ハーフサイズのメニューなど、客層に応じた量を提供する工夫をする。
- ・宴会メニューなどは顧客と相談して量を決める。
- ・宴会では3010運動を働きかける。
- ・社員食堂や従業者等の昼食などで、市民と同様の取組を実施する。

Topic

SDGsと食品ロス

SDGsの17の目標のひとつである「12 つくる責任 つかう責任」の下には、食品ロスを減らすという目標（ターゲット）が定められています。17の目標の中には、食品ロスを減らすことと深いつながりのあるものがいくつもあります。

なお、今後は、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進により、天候や来店者数などの時系列データや高度な予測によって、必要な量を生産・発注・販売するなど、複数の技術の統合により食品ロスの削減が進められていくことが見込まれています。



参考：「知ろう！減らそう！食品ロス3」（小峰書店）を基に作成

気候変動と食料

2019（令和元）年8月に発表された国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「気候変動と土地に関する特別報告書」では、食料生産・消費システムから排出される温室効果ガスが、世界の温室効果ガス総排出量の21～37%を占めていることをはじめて明らかにしました。

この結果を受けて、IPCCは食品ロスと廃棄物を減らし、生産から消費に至る食料システム全体を見直す必要性を提言しました。食生活を変えることで、2050年までに温室効果ガスを年間7億～80億トンも削減できると推定しています。

また、2010（平成22）年～2016（平成28）年の間、世界全体の食品ロス・廃棄は、温室効果ガス総排出量の8～10%に及び、食料の25～30%の損失または廃棄されていることを指摘しています。IPCCは、収穫技術の向上、農場での貯蔵、インフラ、運輸、包装、小売などの改善によって、生産と流通の全体にわたって食品ロスと廃棄を削減できるとしています。

行動の指針

エシカル消費（倫理的消費）とは

エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。

私たち一人ひとりが、社会的課題に気づき、日々の買い物を通して、その課題の解決のために、自分で何ができるのかを考えてみるのが、エシカル消費の第一歩です。

商品・サービスを選択する際に、「安心・安全」、「品質」、「価格」だけでなく、「エシカル消費」という基準を加えてみてはいかがでしょうか。

◆ エシカル消費の具体例

○ 人への配慮	・働きたい障がいがある人を支援している事業者の商品を選ぶ
○ 社会への配慮	・売上金の一部が寄付につながる商品を選ぶ ・発展途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に取引された商品を選ぶ
○ 環境への配慮	・リサイクル素材を使ったものや資源保護等に関する認証がある商品を選ぶ
○ 生物多様性への配慮	認証ラベルのある商品を選ぶ（認証機関は一例です。） ・FSC®森林認証：適切に管理された森林資源を使用した商品（紙製品など） ・MSC認証：海洋の自然環境や水産資源を守って獲られた水産物（シーフード） ・RSPO認証：環境への影響に配慮した持続可能なパーム油使用の商品（洗剤など）
○ 地域への配慮	・地域活性化や輸送エネルギー削減のため、地元の商品を選ぶ ・経済復興を応援するため、被災地の商品を選ぶ

参考：リーフレット「エシカル消費ってなあに？」（消費者庁）を基に作成

(3) 水循環・生物多様性保全プロジェクト

水と緑のネットワーク形成を中心として、生物多様性を支える自然環境・生態系の保全、市民の生活環境の保全についての取組を推進します。また、緑を活用したまちづくりが進むことにより、自然環境の創出だけではなくヒートアイランド対策や雨水排水対策などの気候変動への適応にもつながるため、自然環境の保全と気象災害への対応の両側面から取組を強化します。

■ 水循環・生物多様性保全プロジェクトの市の取組と市民・事業者の役割

※新規の取組（前計画には記載のない取組）は【新規】としております。また、文末に

プロジェクトの柱	市の主な取組
<p>(3)-① 水循環・生物多様性の保全の推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><関連する主な基本施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然環境の保全・再生・創出 ●野生生物の保護 ●特定外来生物等への対応 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 荒川堤外の環境保全を推進します。 ◆ 市域の自然環境の調査を実施します。 ◆ 生態系や生活に害をなす生き物への対応を図ります。【解説】 ◆ 市管理河川の保全と自然再生を推進します。 ◆ 水質向上を目指し河川整備を推進します。 ◆ 下水道の整備と改善を図ります。 ◆ 公共用水域の水質調査を実施します。【解説】
<p>(3)-② まちづくりへの緑の活用の推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><関連する主な基本施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ●気候変動がもたらす気象災害への対応 ●民間の建物や敷地の緑化の促進 ●公共空間の緑化の推進 ●家庭における緑化の促進 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共施設の緑化や既設の緑の適切な維持管理を推進します。 ◆ 身近な公園・緑地を活用します。【新規・解説】 ◆ 緑のネットワーク化へ向けた公共空間等の緑地を整備します。 ◆ 土地所有者等の協力により緑の保全を行います。【解説】 ◆ 民間の建物や敷地の緑化の支援を行います。【解説】 ◆ 民間の開発において、緑化の指導を行います。 ◆ 未利用区画を利用し緑化を推進します。
<p>(3)-③ 生活環境の保全の推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><関連する主な基本施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ●公害の防止 ●環境汚染等への対応 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 浄化槽の設置と維持管理について啓発や指導を行います。【解説】 ◆ 公害の発生を防止するための対策を行います。【解説】 ◆ 環境汚染等への対応を行います。



カワセミ（彩湖・道満グリーンパーク内）

ミドリシジミ（荒川彩湖公園内）

【解説】と記載している施策は、次ページに詳細を記載しています。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 自然環境や生き物について関心を持ち、ふれあいを楽しみます。 ◇ 自然環境とふれあうときには、生態系を損なわないようマナーを守り、自然保護に努めます。 ◇ 野生生物への正しい接し方を理解し、実践します。 ◇ ペットの管理を適切に行い、生態系を守ります。 ◇ 河川や水辺について関心を持ち、ふれあいを楽しみます。 ◇ 下水環境を快適に保つために、家庭で出た油などはそのまま流さず、拭き取ります。 	<ul style="list-style-type: none"> • 開発等において自然環境保全への理解を示し、協力します。 • 生き物の取り扱いに関するルールを順守します。 • 事業活動における適正な排水処理を実施します。 • 事故等による有害物の流出を防止するよう、徹底します。
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 公共の緑化へ理解を示し、保全や創出に協力します。 ◇ 市や事業者との協働による緑の維持管理へ協力・参加します。 ◇ 緑化に関する各種補助金制度について情報収集し、活用します。 ◇ 園芸などの実践により、住まい周辺の緑化を行います。 ◇ 所有する土地や樹木を適切に管理します。 	<ul style="list-style-type: none"> • 公共の緑化へ理解を示し、保全や創出に協力します。 • 市や市民との協働による緑の維持管理へ協力・参加します。 • 所有する建物や敷地周辺の緑化に努めます。 • 所有する土地や樹木を適切に管理します。 • 開発等において、積極的に緑化を進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 浄化槽を利用する場合は、適切な維持管理を行います。 ◇ 近所迷惑となる音や臭いを出さないように心がけます。 	<ul style="list-style-type: none"> • 公害発生の防止のために対策を講じます。 • 浄化槽を利用する場合は、適切な維持管理を行います。 • 事業活動において、騒音や悪臭が発生しないように対策を講じます。

■水循環・生物多様性保全プロジェクトにおける主な取組を紹介します

特定外来生物（アライグマ）への対処

外来種の中でも特に生態系や農作物などに与える影響が大きいものは法律で「特定外来生物」に指定されています。

特定外来生物の中でもアライグマによる被害報告が市内でも増加しており、生息が確認できない、箱罠により捕獲し、駆除しています。

公共用水域の水質調査

市内を流れる5本の河川（緑川・笹目川・菖蒲川・上戸田川・さくら川）と農業用排水路の水質検査を年4回行い、水質汚染の実態把握に努めています。

身近な公園・緑地の活用【新規】

都市におけるオープンスペースである公園のあり方について、公園リニューアル計画に基づき、ハード面・ソフト面の双方から見直します。

公園を使いこなすことを目的に、健康増進を図るウォーキングや体操など、オープンスペースを活用した取組を検討します。

また、コロナ禍において、オープンスペースとしての身近な公園・緑地が再評価されています。公共空間をどのように活用していくかが重要となります。

生け垣等設置奨励補助金

市内において、新たに生け垣・緑化フェンス・接道部緑地帯・駐車場緑地帯を設置する方や既存フェンスを緑化する方に補助金を交付します。

また、屋上緑化を整備する方への補助金もあります。

保存樹木補助金

市内の保存樹木、生け垣、樹林の所有者のうち、これらの保全に努める方に補助金を交付します。

三軒協定制度

隣り合った三軒以上の人たちが自主的に植栽や花壇づくり、外壁塗装などの景観づくりを協力して行う協定を結び、それを市が認定した場合、その景観づくりにかかる費用の一部を補助します。

浄化槽の適正管理

浄化槽は法律に基づいた保守点検・清掃・水質検査を行う必要があります。適正な維持管理を啓発するため、浄化槽の使用者にチラシの配布や指導を行っています。

工業環境対策支援事業

環境に配慮した操業を行うための設備を導入した事業者に対し、当該設備にかかる固定資産税相当額を3年間補助し、操業環境向上の仕組みを支援します。

■ プロジェクトの進捗度合を管理する代表的な指標

項目	基準 (年度)	目標	
		2025 (令和7) 年度	2030 (令和12) 年度
緑地面積	568.43ha (2014(平成26))	※1	概ね 570ha
市街化区域の緑被率	10.38% (2014(平成26))	※1	概ね 15%
緑化推進重点地区の緑被率	10.93% (2014(平成26))	※1	概ね 16%
下水道整備普及率	92.9% (2019(令和元))	96.7%	※2
BOD 環境基準達成率	38% (2019(令和元))	44%	50%以上

※1 「緑地面積」、「市街化区域の緑被率」、「緑化推進重点地区の緑被率」については、関連計画の戸田市緑の基本計画で2025(令和7)年度の目標値設定がないため、最終目標のみ設定します。
 ※2 「下水道整備普及率」の2030(令和12)年度目標値については、戸田市第5次総合振興計画の後期の目標設定時に設定を行います。

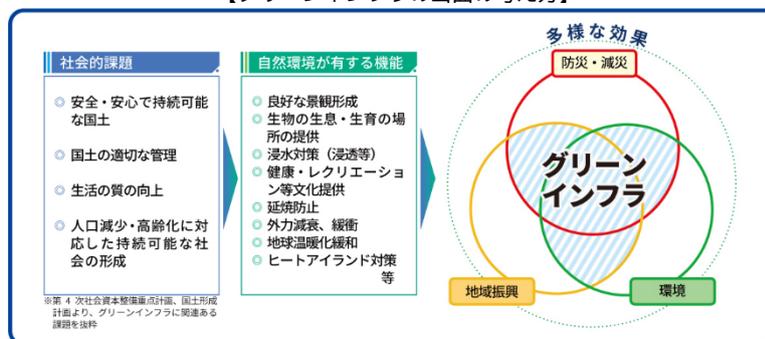
Topic

緑の働きを活かすグリーンインフラ

緑は、美しい見た目だけでなく、自然生態系の形成、水の循環、土の保全など様々な働きをしています。生物の生息の場の提供、良好な景観形成や気温上昇の抑制など、自然環境が有する多様な機能を活用し、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めることを「グリーンインフラストラクチャー」（略称：グリーンインフラ）と言います。

例えば、戸田市の荒川第一調節池（彩湖）は、普段は動植物の生態環境を保全し、自然と親しむことができる場所ですが、台風などで荒川の水が増水し危険なときには、一時的にこの調節池の中に水をためて洪水を防ぐため、大きなグリーンインフラと捉えることができます。市域が荒川の自然とともにある地域であることを踏まえ、インフラ整備を担う市はもちろんのこと、市民・事業者の皆さんもこのようなグリーンインフラの考えに着目していただき、まちづくりに活用していく必要があります。

【グリーンインフラの当面の考え方】



- 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

- 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

出典：国土交通省グリーンインフラポータルサイト

荒川の自然との共生～生物多様性の保全に向けて～

荒川は、流域が東京都と埼玉県を合わせて20区40市18町1村にまたがり、豊かな水資源をもたらすとともに、上流の山地から東京湾までの自然をつないでおり、河川敷にある旧流路を中心とした湿地環境やビオトープなどを核に、ネットワークとしての自然環境を保全する取組が進められています。



荒川第一調節池（彩湖）
出典：荒川上流河川事務所ホームページ

◆荒川第一調節池（彩湖）

レクリエーションの場として市民に親しまれている荒川第一調節池（彩湖）も、生態系の重要な環境のひとつで、65.1ヘクタールの自然ゾーンには、貴重な植物が生育し、オオタカ、ハヤブサ、ノスリなどのタカ類やコミミズクなどのフクロウ類をはじめ数多くの野鳥たちが訪れます。

◆戸田ヶ原自然再生事業

かつて広がっていたふるさとの原風景を取り戻すため、「多様な野生の生きものを育む『戸田ヶ原』を再生します。」「人と自然、人と人との交流を再生します。」「住みたい・住み続けたいまちづくりに活かします。」を目標に、戸田市では、市民とともに戸田ヶ原自然再生事業に取り組んでいます。



2010（平成22）年2月に、彩湖・道満グリーンパーク内に「戸田ヶ原自然再生エリア第1号地」をつくり、市民のみなさんとサクラソウ・トダスゲの植栽を行い、四季おりおりに、野生の草花、鳥、虫など自然を楽しむことができる場所になるよう、守り育てる活動を進めています。

戸田ヶ原のPRや人と人との交流を図っていくため、戸田ヶ原さくらそう祭り、商業施設でのサクラソウ展示イベントの開催や、戸田ヶ原自然再生キャラクター「とだみちゃん」の活用などにより、広く普及啓発に努めています。

一面に広がるサクラソウに彩られた戸田ヶ原を再生し、戸田ヶ原の風景を将来の子どもたちに伝えていけるよう取り組んでいます。

緑を活かしたまちをつくろう

緑はまちづくりに欠かせないもので、緑を活かしたまちづくりを進めるため、市は公園や道路など公共の緑を整えるとともに、市民や事業者の皆さんと一緒にまちの緑化に取り組んでいます。そのための主な取組としては次のようなものがあります。緑化へのご協力をお願いいたします。

◆緑化を支援する制度

市では、家庭や事業所などで行う緑化について、様々な支援制度を用意しています。これらの制度を活用して、できることから少しずつ、緑を育てていきましょう。

- 生け垣等設置奨励補助金
- 建築物屋上等緑化奨励補助金
- 保存樹木補助金
- 三軒協定
- 生産緑地
- 市民緑地

◆環境空間「戸田華かいどう 21」

環境空間は新幹線・埼京線の緩衝地帯で、戸田市内では約 4.9km に及びます。市では、環境空間を過去から現在そして未来を結ぶ街道としての「こころの中山道」と考え、人々が集い花と緑により演出された華やかで安全、安心な歩行者空間として整備することにより、21 世紀における新しい都市空間を創造するため、全体のイメージを「戸田華かいどう 21」と表現しています。



現在は計画的に整備を進めているところで、整備後の花の植え替え等の管理は、市民・事業者との協働で行っています。

◆住民参加によるまちづくり

「戸田市都市まちづくり推進条例」に基づき、地区ごとに地区住民等が集まって、まちづくりの将来像や基本方針などの構想、その構想を実現させていく「地区まちづくり」を次の地区で推進しています。緑化を含めて、生活環境に関する問題の解決や良好な環境の保全を、協働により図っていきます。

- ◇ 川岸地区まちづくり（構想）
- ◇ 北戸田駅前地区地区まちづくり（構想、協定）
- ◇ 戸田駅西口駅前地区地区まちづくり（構想、協定）
- ◇ 新曽中央地区地区まちづくり（構想、協定）
- ◇ 戸田公園駅西口駅前地区まちづくり（構想）

(4) 環境交流プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・

本プロジェクトでは、環境保全に向け、環境に関する情報発信の強化や環境学習の支援に取り組みます。また、市や地域・市民団体・事業者の交流・連携の推進についても取り組んでいきます。

環境に関心を持ち、市や地域・市民団体・事業者が行う環境イベントや環境活動に参加することで、人々との交流を広げ、地域の環境課題の解決に向けて協働で取り組みましょう。また、子どもたちの環境学習を支援し、環境保全を未来につなげていきましょう。

■ 環境交流プロジェクトの市の取組と市民・事業者の役割

※新規の取組（前計画には記載のない取組）は【新規】としております。また、文末に

プロジェクトの柱	市の主な取組
<p>(4)-① イベントや環境活動などによる環境啓発の推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><関連する主な基本施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境情報の整備・発信 ●環境保全活動の促進・支援 ●事業者との協力体制づくり </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境に関するイベントや環境活動を企画・開催し、環境啓発を行います。【解説】 ◆ 市や市民団体などが行っている環境活動や環境に関わる情報を整理し、発信します。 ◆ SNSの活用など、発信方法を多様化し、環境情報の発信の強化に取り組みます。
<p>(4)-② 学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><関連する主な基本政策></p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境学習の促進・支援 ●学校教育における環境学習支援 ●事業者との協力体制づくり </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校教育で環境教育、環境学習の機会を提供します。 ◆ 市による出前講座や市民団体等による出前講座を支援し、環境学習の機会を提供します。【解説】 ◆ 体験学習を開催し、環境学習や交流機会を提供します。【解説】 ◆ 職員への環境教育に取り組むことで、環境に対する意識を高めます。
<p>(4)-③ 協働・連携による環境保全の推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><関連する主な基本施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境保全活動の促進・支援 ●環境保全活動のネットワークづくり ●事業者との協力体制づくり </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民団体やボランティア活動を支援することで、環境活動への参加機会の充実や交流と環境活動のネットワークづくりを進めます。【解説】 ◆ 会議やアンケートで市民や事業者等のニーズの把握に取り組みます。 ◆ 公民連携による環境活動の推進や包括連携協定を活用した手法について検討します。【一部新規・解説】 ◆ 自治体間連携による環境保全活動の可能性を検討します。【新規】



さくらそう祭り



笹目川秋フェスタ

【解説】と記載している施策は、次ページに詳細を記載しています。

市民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 環境に関心を持ち、環境に関するイベントや環境活動、環境情報について調べます。 ◇ 関心のあるイベントや環境活動に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> • 環境に関するイベントや環境活動に関心を持ちます。 • 関心のあるイベントや環境活動に参加し、環境啓発に協力します。 • 環境情報について調べ、事業所内で環境活動に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 環境に関心を持ち、自ら学びます。 ◇ 自分の知識や経験を活かし、子どもの環境教育、環境学習を支援します。 ◇ 出前講座などを活用し、子どもの環境学習を支援します。 ◇ 体験学習を通じて、子どもが環境と触れ合う機会を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> • 従業員の環境教育を進めます。 • 事業所のノウハウなどを活かし、市民や子どもの環境学習を支援します。
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 環境活動に参加することで、地域との交流を深めるとともに、地域の環境保全に努めます。 ◇ 環境に関するアンケートや会議に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> • 環境活動に参加することで、地域の環境活動に協力し、交流を深めます。 • 環境に関するアンケートや会議に協力します。 • 公民連携や包括連携協定により、市と協働で環境活動に取り組みます。

■ 環境交流プロジェクトにおける主な取組を紹介します

環境関連イベントの企画・開催

環境に関心をもってもらえるよう、環境啓発につながるイベントを毎年開催しています。市民団体、町会・自治会、企業など、多くの方々にご協力いただいています。

<環境関連イベント>

- とだ環境フェア
- さくらそう祭り
- 笹目川秋フェスタ
など

環境活動の企画・開催

環境保全を身近に感じていただけるよう、皆さんに参加していただける環境活動を行っています。交流機会の場にもなるため、多くの方々にご参加いただいています。

<環境活動>

- 戸田530運動
- とだグリーンウェイブ
- 荒川クリーンエイド
など

環境関連講座による環境学習

子どもから大人まで、皆さんに気軽に環境に関する知識を学んでいただけるよう、市職員、市民団体やボランティアによる出前講座を行っています。

<出前講座>

- まちづくり出前講座
- 環境出前講座（とだ環境ネットワーク）
- とだみちゃん出張授業
など

環境体験学習の企画・開催

子どもが体験しながら環境について学べるよう、環境体験学習を行っています。また、体験学習ができる場の提供といった学習支援も行っています。

<環境体験学習>

- じゃがいも掘り体験
- 自然学習講座（彩湖自然学習センター）
- 保育園・学童への市民農園の貸出
など

市民団体やボランティア活動の支援

地域での環境活動や交流機会が促進されるよう、市民団体やボランティア活動の支援を行っています。

<支援している活動>

- 戸田市地球温暖化対策地域協議会
- キャンドルナイト in とだ
- エコライフ DAY とだ
など

公民連携への取組【一部新規】

民間事業者と連携し、協力して環境課題の解決や新しい価値の共創につながるよう、さらなる公民連携の制度構築を進めます。

<公民連携事例>

- 市庁舎への宅配ロッカー設置
- インクカートリッジ回収事業での地域通貨（戸田オール）の活用
など

■ プロジェクトの進捗度合を管理する代表的な指標

(4)-① イベントや環境活動などによる環境啓発の推進

項目	基準 2019(令和元)年度	目標	
		2025(令和7)年度	2030(令和12)年度
とだ環境フェアの参加者数	274人	300人	330人
河川イベント参加者数	1,533人	1,698人	1,836人
「とだグリーンウェイブ」植樹参加団体数	17団体	23団体	28団体

(4)-② 学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援

項目	基準 2019(令和元)年度	目標	
		2025(令和7)年度	2030(令和12)年度
環境出前講座の実施回数	11回	13回	15回
彩湖自然学習センター授業の実施校数	12校	12校	12校
自然学習講座の実施回数	31回	35回	35回

(4)-③ 協働による環境保全の推進

項目	基準 2019(令和元)年度	目標	
		2025(令和7)年度	2030(令和12)年度
協創のまちづくり補助金による支援団体数	新規事業	4団体	4団体
地域通貨戸田オールを活用した環境団体や環境に係る事業を実施した団体数	4団体	4団体	4団体

環境関連のイベントや環境活動に参加してみませんか

戸田市では、皆さんに環境に関心をもってもらえるよう、環境関連のイベントや参加いただける環境活動を開催しています。開催しているイベントや環境活動の一部をご紹介します。

◆とだ環境フェア

とだ環境フェア実行委員会が毎年秋に主催する、環境啓発を目的としたイベントです。多くの企業や団体の協賛に支えられ、子どもから大人まで、多くの方々に楽しんでいただいています。

環境団体等の活動報告、協賛企業によるミニ講座、市内小学校の絵画展示、学生による環境学習コンペティションやステージ発表など、毎年、様々な内容で盛り上がっています。



◆戸田 530 運動

『拾う心は捨てない心を養う』をスローガンに1981（昭和56）年に始まった、市内の一斉清掃活動です。町会・自治会・団体・企業・NPO・行政の協働により、年4回実施しており、毎回大勢の方に参加いただいています。

2019（令和元）年12月の活動では、約4,600人に参加いただき、可燃物4,500キログラム、ビン40キログラム、カン160キログラム、ペットボトル160キログラム、不燃物340キログラムの計5,200キログラムのごみを回収しました。

これからも、環境美化の強い意識を持って取り組んで参りますので、皆さんもぜひご参加ください。



環境について学ぼう

戸田市では、皆さんが環境について気軽に学んでいただけるよう、出前講座や体験学習講座を行っています。また、市民団体による環境出前講座もサポートしています。開催している環境関連講座の一部をご紹介します。

◆まちづくり出前講座

戸田市では、各事業を担当している市職員等が出向いて市役所の仕事やまちづくりなどの話をする、出前講座を行っています。この取組の中で、『戸田市の環境政策』と『ごみの減量化と3R』などの環境に関する講座を行っています。

◆環境出前講座

環境出前講座とは、市内の環境ボランティア団体で組織する「とだ環境ネットワーク」所属のメンバーが、環境に関わる内容の講座を有志で開催している環境学習プログラムです。

戸田市では、環境ネットワークの活動を支援しており、講座を希望する団体と講師との日程調整などを行っています。昔から市内で環境活動を行っている人たちが講師を務めており、市内の環境に詳しいため、環境学習にぜひご利用ください。

◆彩湖自然学習センターでの自然学習講座

彩湖自然学習センターでは、彩湖周辺の自然観察や植物を使用したモノづくりの体験講座を行っています。講座は年間を通じて開催しており、季節ごとの植物、野鳥、昆虫などを観察しながら、市内の季節の移り変わりを体感できます。

また、ご自宅でも自然学習を楽しめるよう、ホームページで「おうちミュージアム」を配信しています。ぬりえや工作、クイズ、ミニ水族館の魚たちの様子など、楽しく学べるアイデアを紹介しているので、ぜひご利用ください。



市民団体やボランティアの環境活動に参加してみませんか

戸田市では、地域での環境活動や交流機会が促進されるよう、市民団体等が行う環境活動への支援を行っています。支援により行われた活動の一部をご紹介します。

◆キャンドルナイト in とだ

キャンドルナイト in とだは、環境省のライトダウンキャンペーンに賛同して、2008（平成20）年に始まった活動です。市民団体から構成されたキャンドルナイト in とだ実行委員会がイベントを主催しており、戸田市は後援という形で実行委員会をサポートしています。

イベント当日の夜は、家庭や企業内で20時から22時までの2時間の消灯を呼びかけています。また、上戸田地域交流センターあいパルでは、キャンドル点灯による啓発イベントを実施し、省エネルギー行動や地球温暖化防止の重要性について考えてもらいます。ご自宅からでも参加できるイベントのため、ぜひともご参加ください。



◆「とだグリーンウェイブ」による緑化推進

グリーンウェイブとは、5月22日「国際生物多様性の日」を中心に、世界各地の学校や地域などで植樹等を行い、生物多様性保全を考える世界共通のキャンペーンです。植樹される樹木が、地球上を東から西へ波のように広がっていく様子を、「緑の波（グリーンウェイブ）」と表現しています。

戸田市では、生物多様性の普及啓発事業である「とだグリーンウェイブ」において市民や市民団体等に苗木を配布し、緑化の推進を図りながら、生き物が訪れる緑を広げます。

市民が緑と生き物に親しむことで緑への愛着が深まることを醸成します。



公民連携による取組事例の紹介

地球温暖化などの環境問題への取組を進めるためには、民間事業者と行政が連携し、協力することの重要性が高まっています。

戸田市では、再配達に伴い発生する二酸化炭素の排出を抑制するため、ロッカー設置業者と協定を締結し、2017（平成29）年7月に市役所にオープン型の宅配受取ロッカーを設置しました。これは、ドライバー不足という社会課題の解決に資する取組でもあります。ロッカーのサイズはS～Lサイズまであり、合計27個あります。利用できる配送会社は限られていますが、温室効果ガス削減にご協力をお願いします。



自治体間連携による環境保全

戸田市では、教育、文化、スポーツなど様々な活動を通じ、自治体間交流を実施しています。その中でも姉妹都市である埼玉県美里町とは、毎年「じゃがいも掘りバスツアー」を開催し、農作物の収穫体験事業を行っており、環境学習や交流機会につながっています。



このように従来からある交流以外にも環境分野では、自治体間連携によるカーボン・オフセット事業を通じた環境交流を行っている自治体があります。例えば、カーボン・オフセット事業として連携する自治体内で整備した森林での自然体験イベント、間伐材を利用した工作教室や植樹などに取り組んでいます。今後、戸田市においても自治体間連携によるカーボン・オフセット事業等を検討し、新たな環境交流を通じた環境保全を模索します。

<自治体間連携によるカーボン・オフセットとは>

都市部の住民等による日常生活や事業活動に伴う温室効果ガスの一部を、森林を多く有する自治体との連携による森林整備を行うことで、温室効果ガスの排出削減・吸収価値を創出し、埋め合わせすること。

第 5 章

地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

- 1 基本的事項
- 2 温室効果ガス排出量等に関する削減目標
- 3 目標達成に向けた取組と進行管理

1 基本的事項

(1) 計画の目的

本計画は、市の事務事業における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための計画です。地球温暖化対策推進法（以下「温対法」という。）第21条第1項で策定が義務づけられており、市は、自ら率先的な取組を行うことにより、市域の市民・事業者の模範となることが求められています。

このため本章を、今回の環境基本計画で包括した地球温暖化対策実行計画における事務事業編とします。

(2) 対象とする範囲

事務事業編の対象範囲は、原則として、市が行う全ての事務や事業を対象とします。

計画の対象となる組織・施設は、市職員が直接行う事務や事業を所管する全ての組織と施設です。

(3) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で規定する7種類の物質とします。このうち、温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項に基づき、下表の1から6の6種類となっています。

なお、本市の事務事業で算定対象とする温室効果ガス排出量については、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）とします。

■ 本計画で対象とする温室効果ガス一覧

	温室効果ガスの種類	対象範囲 (事務事業編)	算定対象（※1）	
			法令	本市（※2）
1	二酸化炭素（CO ₂ ）	○	○	○
2	メタン（CH ₄ ）	○	○	○
3	一酸化二窒素（N ₂ O）	○	○	○
4	ハイドロフルオロカーボン（HFC）	○	○	—
5	パーフルオロカーボン（PFC）	○	○	—
6	六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	○	○	—
7	三ふっ化窒素（NF ₃ ）	○	—	—

（※1）事務事業編における「温室効果ガス総排出量」の算定対象範囲をいう

（※2）上記4から6の排出量が全体に占める割合が極めて小さく、その排出源が多岐にわたるなど、排出と実績の把握が困難なため、本事務事業の算定対象から除外します。

(4) 計画期間

戸田市環境基本計画に合わせ、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間を計画期間とします。また、5年目を目安に中間見直しを行うこととします。

2 温室効果ガス排出量等に関する削減目標

(1) 削減目標設定の考え方

2015（平成28）年5月閣議決定の「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガス排出量の削減目標が以下のとおり示されています。

- 「業務その他部門」における温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で40%削減

また、同時期に閣議決定した、地球温暖化対策推進法に基づく「政府実行計画」では、以下のとおり示されています。

- 2013（平成25）年度を基準年として、庁舎等の施設のエネルギー使用・公用車の使用等に伴う温室効果ガスの2030（令和12）年度における排出量を政府全体で40%削減
- 中間目標として、2020（令和2）年度までに政府全体で10%削減

本市においても地球温暖化対策推進のため、「地球温暖化対策計画」と「政府実行計画」を踏まえた目標設定を行うものとします。

(2) 削減目標

上記の考え方から、市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減目標を以下のよう
に設定します。

2030（令和12）年度までに市の事務事業による温室効果ガス排出量を2013（平成25）
年度比で40%削減する。

(3) 燃料ごとの削減目標

温室効果ガス排出量は、「地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項」により、使用燃料等の活動量に、温室効果ガスの種類に応じた地球温暖化係数を乗じて求めます。

温室効果ガス排出量（kg-CO₂）＝ 活動量（燃料使用量あるいは走行距離等）× 排出係数（※）

※メタンと一酸化二窒素については、さらに地球温暖化係数を乗じて、二酸化炭素（CO₂）相当量を算出します。

このことから、2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量の削減目標達成に向け、削減目標を次ページの表のとおり設定します。

なお、電力使用量による温室効果ガス排出量の算定については、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」において、各年度に公表される排出係数を使用

することが明記されています。この電力排出係数が基準年度（2013(平成 25)年度）では全電源平均で 0.57 kg-CO₂/kWh であるのに対し、国の計画では、2030（令和 12）年度までに 0.37 kg-CO₂/kWh まで低下することが見込まれています。このため、削減目標はこの係数による削減分を考慮した設定とします。

■ 温室効果ガス等の削減目標

項目		対象施設	2013(平成 25)年度実績値(基準年度)	2030(令和 12)年度目標値(目標年度)	2013(平成 25)年度比
エネルギー項目					
業務その他部門	電気使用量	A	18,267,546 kWh	各エネルギー項目の使用量を 24.4%以上削減する。 または 「業務その他部門」の温室効果ガス排出量を 40.4%以上削減する。	
	都市ガス使用量	A	776,846 m ³		
	L P ガス使用量	A	22,085 kg		
	A 重油使用量	A	41,951 L		
	灯油使用量	A	141,626 L		
	軽油使用量	A	396 L		
運輸部門	車両燃料消費量	ガソリン	48,194 L	9.0%以上削減する。	
		軽油	10,599 L	実績値以下	
	車両走行距離	B	349,185 km	実績値以下	
温室効果ガス排出量		—	11,528 t-CO ₂	6,917 t-CO ₂	-40.0%
エネルギー使用量（原油換算）		—	5,826 kL	4,416 kL	-24.2%
その他の項目					
水道使用量		B	225,711 m ³	実績値以下	
用紙印刷量		B	7,164,119 枚	実績値以下	

※対象施設 A：委託及び指定管理施設を含む

B：委託及び指定管理施設を除く。

3 目標達成に向けた取組と進行管理

(1) 目標達成に向けた取組

戸田市環境基本計画の「脱炭素・気候変動適応プロジェクト」と連携し、目標達成に向けて、温室効果ガスの排出量削減を進めていきます。また、具体的な取組については、同プロジェクト内（42～45 ページ）に記載してあります。

(2) 進行管理等の方法

本計画の推進体制と進行管理の方法については、戸田市環境基本計画と同様の体制で実施し、進行管理を行います。